

第3章 計画の内容

1 計画の体系



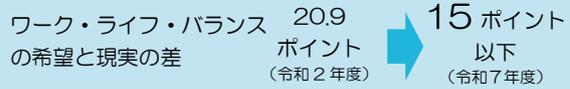
重点

「区民意識調査」の結果や新型コロナウイルス感染症拡大の影響などから第6次計画で重点的に取り組むべき課題に表記をしています。

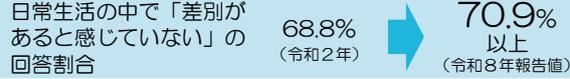
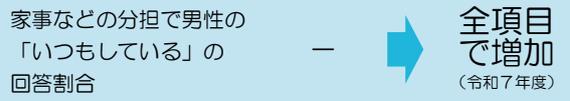
施策の方向

成果指標

- (1) 学校等における男女平等教育の推進
- (2) 家庭や地域における男女平等意識の向上
- (1) 地域活動における男女共同参画の推進
- (2) 女性の視点を積極的に取り入れた防災対策の推進
- (3) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大
- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (2) 仕事と子育て・介護等との両立支援
- (3) 企業の労働環境改善に向けた支援
- (4) 女性の職業生活継続のための支援
- 男性の家事や子育てへの参加促進
- (1) ライフステージに応じた健康づくりの推進
- (2) 性と生殖に関する啓発・支援
- (1) 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見
- (2) 相談体制の充実
- (3) 被害者の安全確保と自立に向けた支援
- (4) 性暴力・ハラスメントの防止
- 自立と安定した暮らしに向けた環境整備
- (1) 性の多様性への理解促進・支援
- (2) 互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識づくり
- (1) 男女平等推進センター機能の充実
- (2) 区・区民・民間団体間の連携と協働



※「ワーク・ライフ・バランスの希望と現実の差」とは、『「仕事」と「家庭生活」』、『「仕事」と「地域・個人の生活」』、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」』の優先度における希望と現実の差の合計を表します。



葛飾区女性活躍推進計画（第2次）

葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）

2 基本目標と推進体制

目標1 男女平等意識を高め、 男女共同参画を推進します

男女平等の意識を高め、性別にかかわらず、誰もが社会のあらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。

課題① 男女平等教育の充実

これまで、男女平等社会の実現に向けて様々な取組を進めていますが、「区民意識調査」によると、男女平等だと感じている人は約3割（図1）で、不平等を感じることは、「家事や育児のほとんどを女性が担っていること」「男性が仕事に追われ、家事・育児・教育などの家庭生活にかかわりにくいこと」「就職や採用、昇格や賃金など、労働の場面で男女に格差があること」が続いています（図2）。

男女平等社会を実現するためには、幼稚園や保育園、小中学校をはじめとした幼少期から男女平等について学び、理解を深め、子どもたちの意欲を高めるとともに可能性を伸ばさせていくことが重要です。

「区民意識調査」では、男女平等社会実現のために学校教育の場で力を入れるべきこととして、「男女の別なく、個性や能力を活かせる指導の充実」「人間としての尊厳、平等を尊重することに力点を置いた指導」「日常の学校生活の中での男女平等の実践」が上位に挙がっています（図3）。

男女平等教育を充実させるとともに、教員などの男女平等意識を高め、一人一人の個性や能力に合わせた指導が求められています。

また、家庭や地域においても男女平等に関する情報に触れ、考え、理解を深める機会を充実させ、男女平等意識をさらに高めていくことが重要です。

「区民意識調査」によると、各場面における男女の地位の不平等感では、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「全体として、現在の日本では」で「男性優遇」が7割を超えるとともに、全項目で「男性優遇」が増えています（図4）。

男女平等に関する情報を広く区民に発信するとともに、学習できる機会を充実させるなど、普及・啓発に取り組み、男女平等意識の向上を図っていくことが必要です。

図1 男女平等社会の進度
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

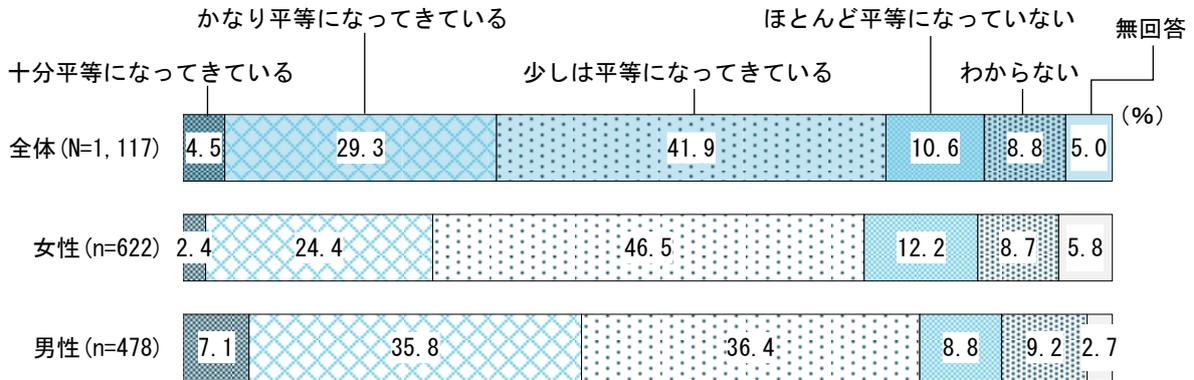


図2 男女の不平等を感じること
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

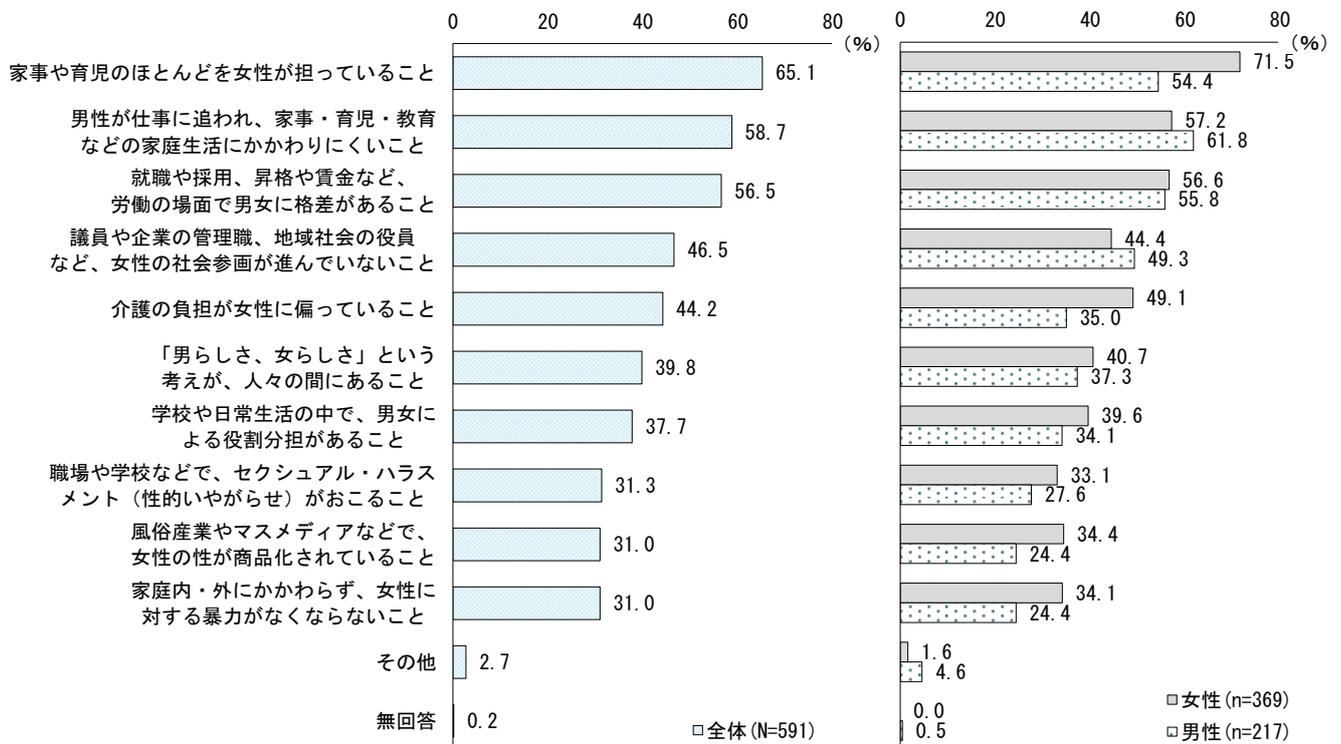


図3 男女平等社会実現のために、学校教育の場で力を入れるべきこと
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

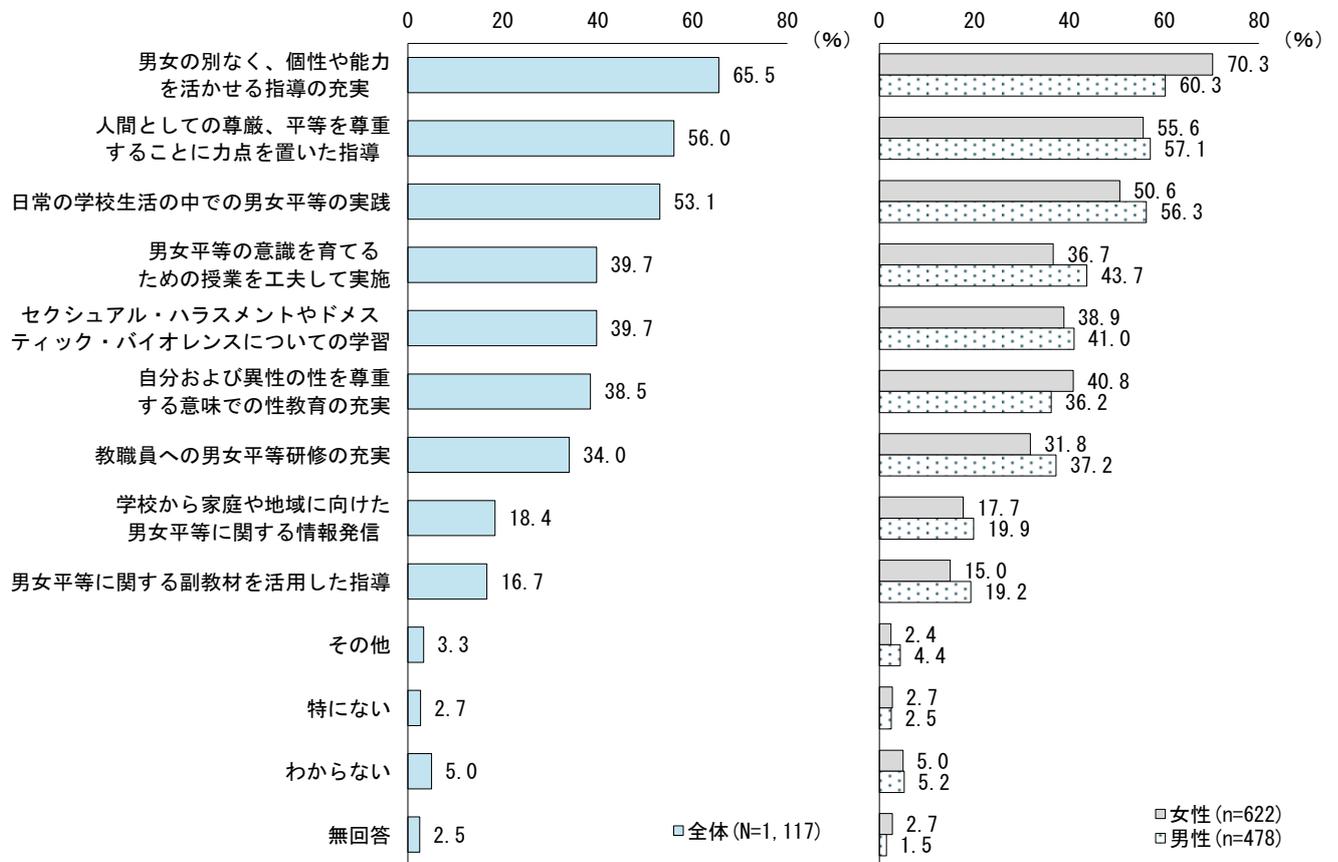
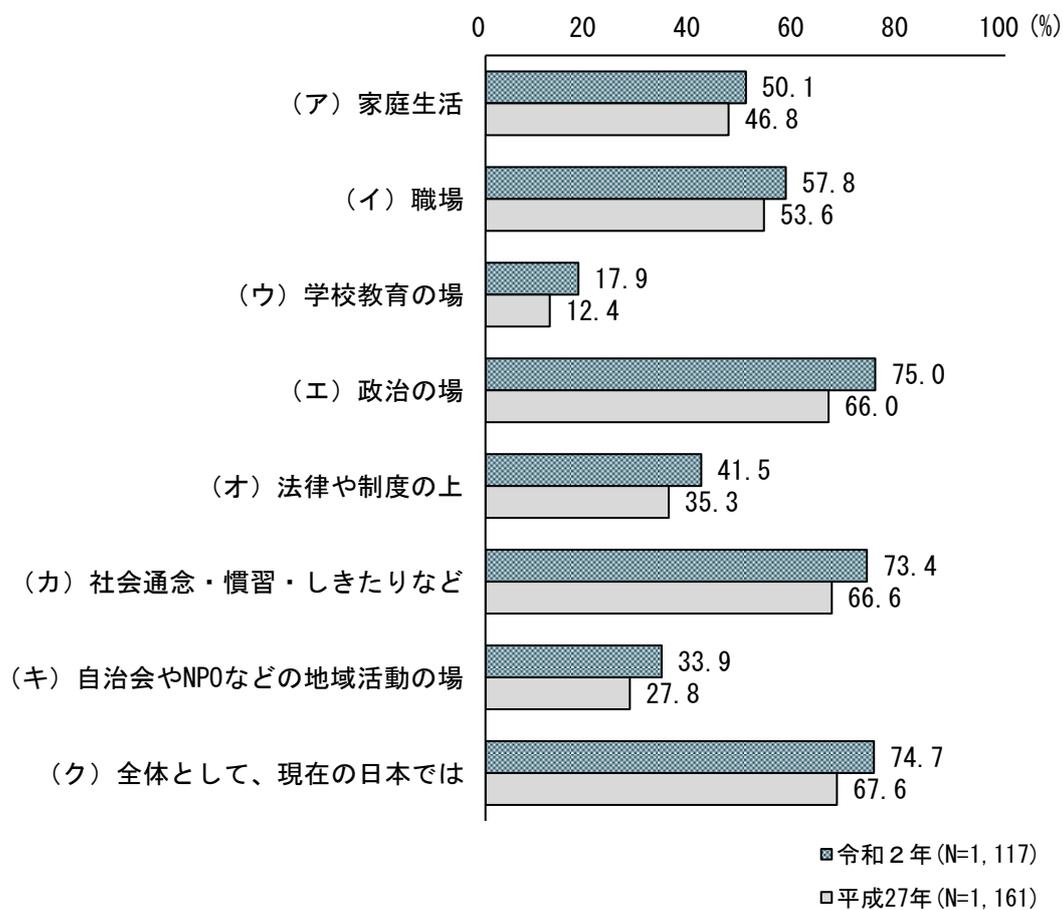


図4 男女の地位の平等感（男性優遇の割合の変化）
 （「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（平成27年、令和2年））



* 男性優遇：「男性が優遇されている」と「やや男性が優遇されている」との合計。

施策の方向 1

次世代を担う子どもたちが、性別に捉われることなく、個性や能力を發揮し、自分らしい生き方を選択できるよう、教員や保育士を対象とした男女平等教育を進めるための研修等を行います。

学校等における 男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・学校における男女平等にかかわる適正な指導・男女平等教育の視点における性教育の実施・男女平等教育を進めるための教員研修・男女平等保育を進めるための保育士研修
----------------------	---

施策の方向 2

啓発物による情報発信や男女平等に関する様々な講座・講演会を開催するなど、あらゆる機会を捉えて、家庭や地域での男女平等意識の向上を図ります。

家庭や地域における 男女平等意識の向上	<ul style="list-style-type: none">・男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発・男女平等に関する講座・講演会・固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成・かつしか区民大学
------------------------	---

課題② あらゆる分野における男女共同参画の推進

国は第5次男女共同参画基本計画において、誰もが性別にかかわらず活躍でき、指導的地位にある人々の性別が偏らないよう、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取組を進めるとしています。

しかし、世界経済フォーラム（WEF）は各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数（*1）」を公表していますが、日本は世界的に見て低い順位が続いています。

男女平等社会を実現するためには、学校教育等の場だけでなく日常生活や地域活動といったあらゆる分野で男女が共に理解し合い、対等な立場で参画し責任を担うことが重要です。多様な意見が社会や地域に反映されることで、男女が均等に利益を享受することに繋がります。

「区民意識調査」によると、町内会や自治会への出席について「いつもしている」と「ときどきする」の合計は、男女とも約3割で多くの女性が地域活動に取り組んでいます。一方、地域活動の場での男女の地位の平等感については、女性からみた「男性優遇」は4割を超えますが、男性からみた「男性優遇」は2割台にとどまっています（図5）。

地域での日常の活動や指導的地位に対する男女の固定的な性別役割分担意識をなくすなど男女平等に関する意識づくりが必要です。

また、日本全国で地震や水害などの自然災害が相次いでいることから、区民の防災への関心が高まっています。「区民意識調査」では、地域の防災活動や災害時における生活環境の確保に必要なこととして、「性別に応じてプライバシー（更衣、授乳、トイレ、就寝スペースなど）を確保するような避難所運営を行うこと」が7割を超えており、女性の視点を取り入れた防災対策が求められています（図6）。

男女が社会の対等な構成員として、政策や方針決定過程への女性の参画は重要ですが、本区の女性参画率は29.5%（令和3年3月31日現在）で、十分とはいえない状況です。

「区民意識調査」によると、政策や方針決定過程への女性参画を妨げている要因として、「男性優位の組織運営に問題があるから」が最も多く、「女性の参画を進めようと意識している人が少ないから」「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識があるから」が続いています（図7）。また、政治や行政への女性の参画推進に必要なことでは「区が女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の管理・監督者昇任を促す計画を作成する」が最も多くなっています（図8）。

（*1）ジェンダー・ギャップ指数とは、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野で男女格差を数値化して順位付けしたものです（2021年の日本の順位は156か国中120位）。

図5 家事などの分担（町内会や自治会への出席）
男女の地位の平等感（自治会やNPOなどの地域活動の場）
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（令和2年））

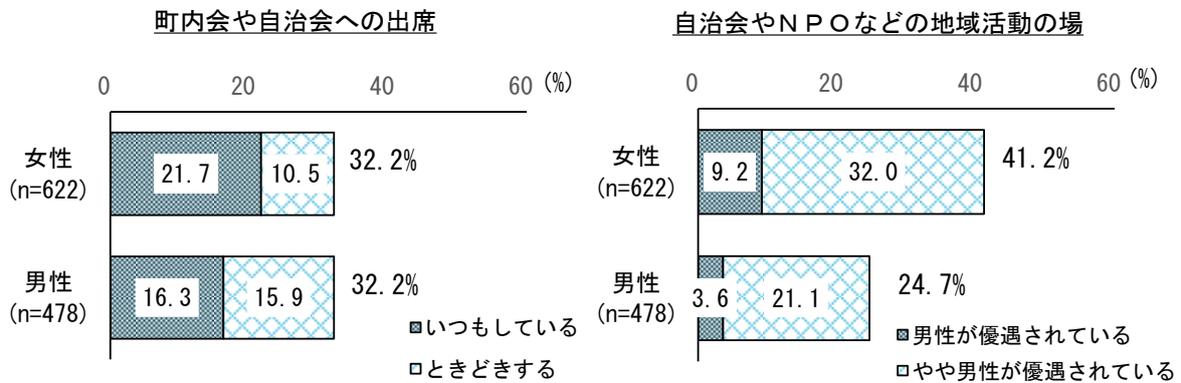


図6 地域の防災活動や災害時における生活環境の確保に必要なこと
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（令和2年））

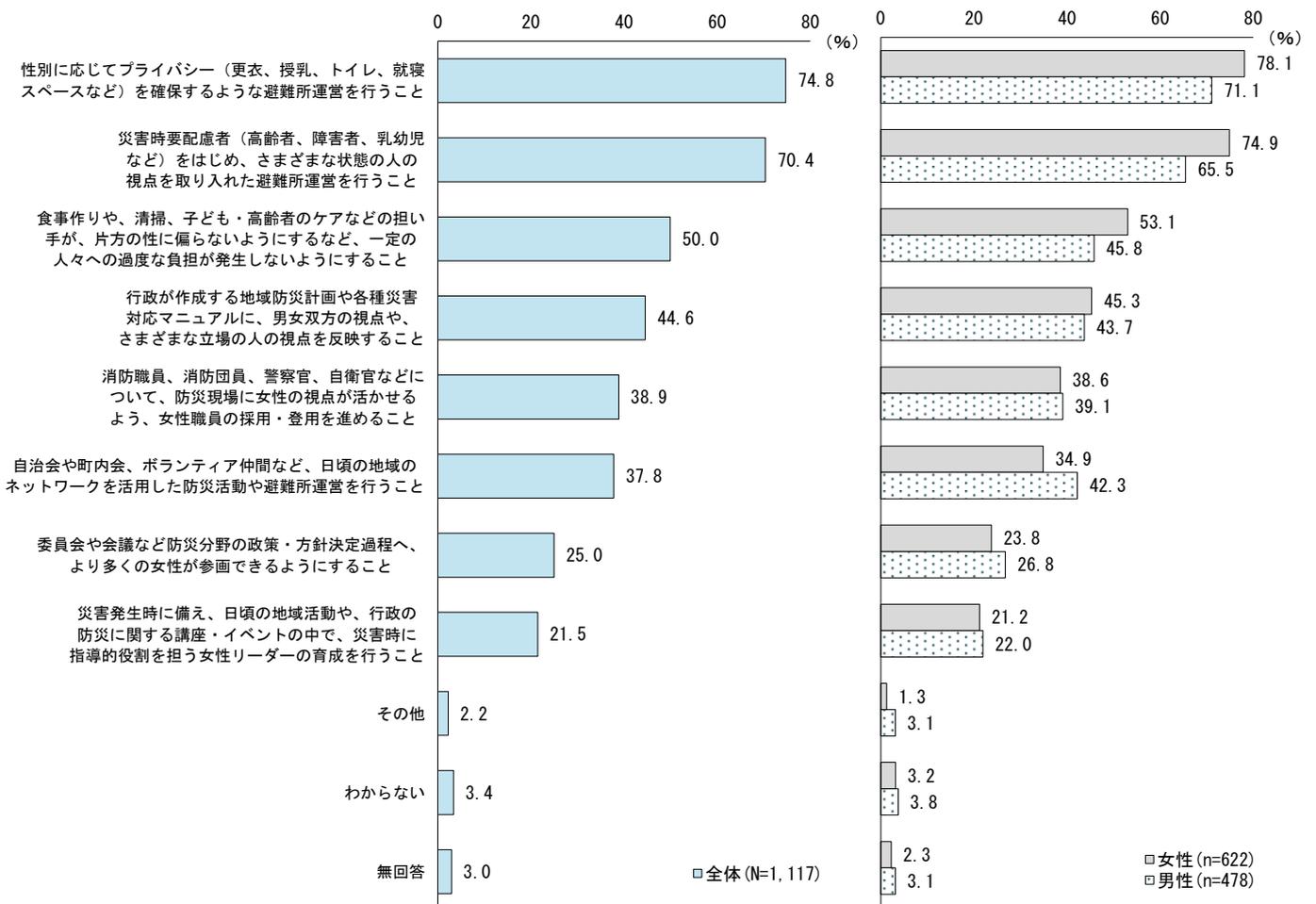
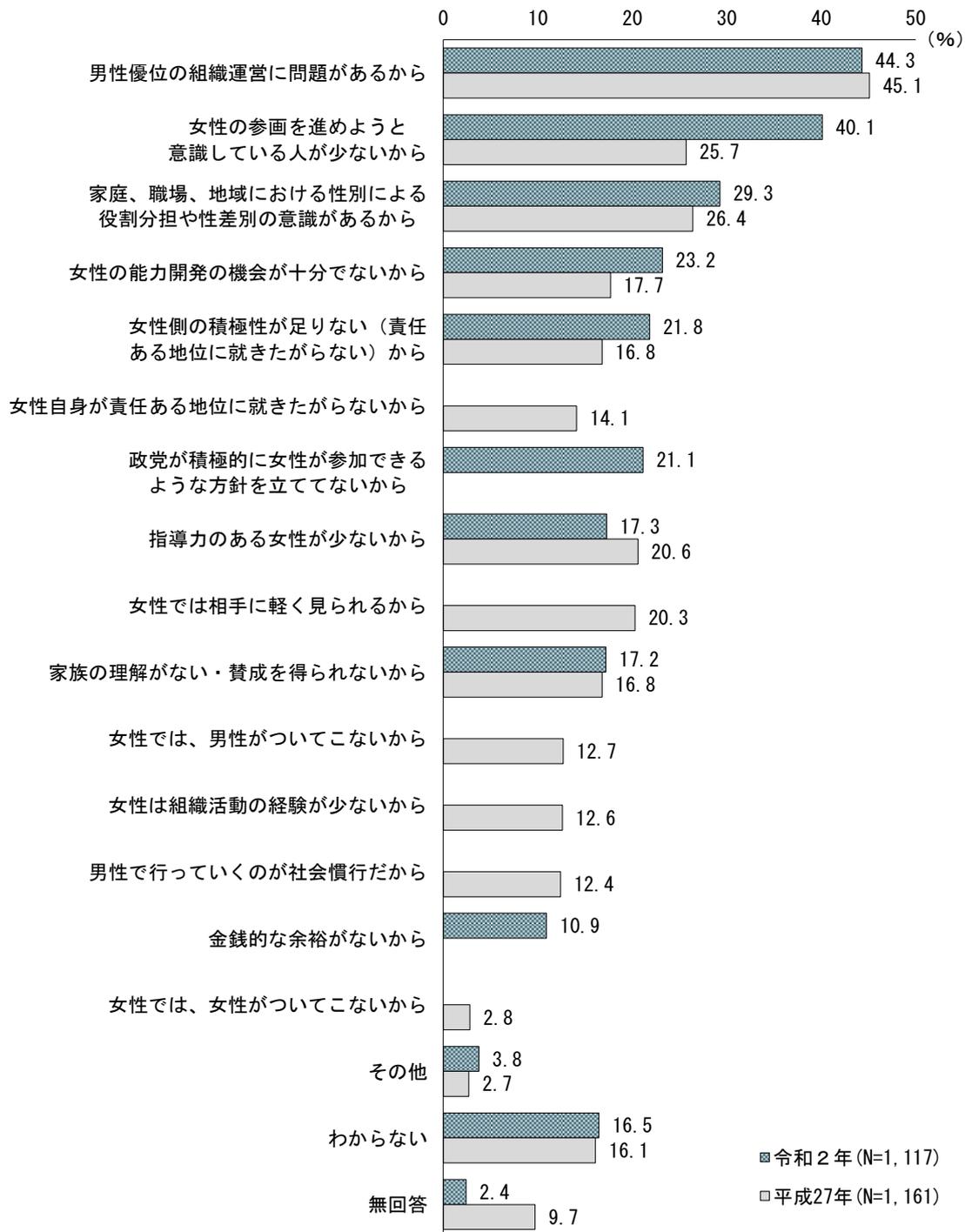
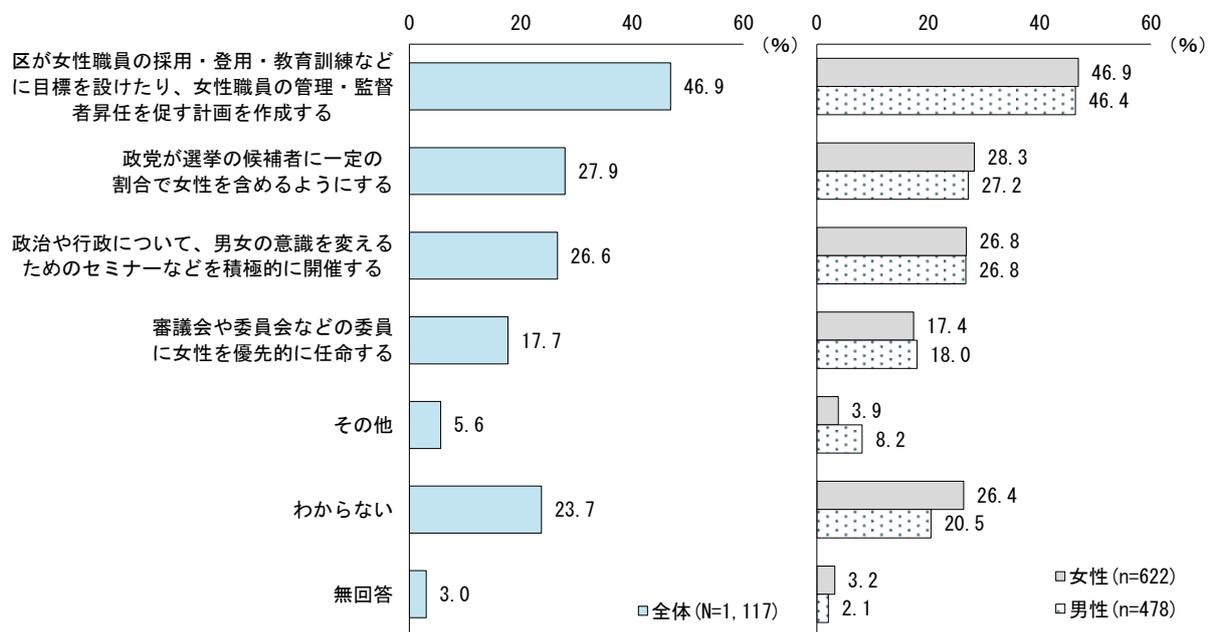


図7 政策や方針決定過程への女性参画を妨げている要因
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(平成27年、令和2年))



※平成27年調査では、「女性側の積極性が足りない(責任ある地位に就きたがらない)から」は「女性側の積極性が足りないから」、「家族の理解がない・賛成を得られないから」は「家族の支援・協力が得られないから」でたずねている。
 ※令和2年調査には、「女性自身が責任ある地位に就きたがらないから」、「女性では相手に軽く見られるから」、「女性では、男性がついてこないから」、「女性は組織活動の経験が少ないから」、「男性で行っていくのが社会慣行だから」、「女性では、女性がついてこないから」はなし。
 ※平成27年調査には、「政党が積極的に女性が参加できるような方針を立ててないから」、「金銭的な余裕がないから」はなし。

図8 政治や行政への女性の参画推進に必要なこと
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



施策の方向 1

男女平等推進センターでのイベント開催のほか、男女共同参画に関する活動に取り組む地域団体との協働や子どもの育成に関する学習活動支援等を通じて、地域活動における男女平等意識を高めます。

地域活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・パルフェスタ（男女平等推進センターまつり） ・地域団体向け講座開催支援 ・家庭教育応援制度
-------------------	--

施策の方向 2

地域の防災活動において、区と区民が共に男女平等について考え、避難所運営や備蓄物資の配備など女性視点の防災対策を推進します。

女性の視点を積極的に取り入れた防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関わる講座 ・女性のための防災対策等検討委員会 新規
------------------------	--

施策の方向 3**葛飾区女性活躍推進計画（第2次）**

区の審議会や委員会などで積極的に女性を登用し、政策・方針決定過程への女性参画を図ります。また、区職員の女性活躍を推進するため、女性職員の意欲向上や計画的育成、キャリア形成支援などに取り組みます。

政策・方針決定過程への女性参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等への女性の積極的な登用 ・「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進 ・「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表 ・葛飾区女性職員活躍推進計画 第二期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進
--------------------	---

目標2 自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるよう支援します

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（*2）が図られ、すべての人が自分自身を大切に、心身ともに健康で充実した暮らしができる社会の実現を目指します。

課題① ワーク・ライフ・バランスの推進 （仕事と生活の調和）

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、働きながら子育てや介護、家庭（家事）や地域、自己啓発にける時間を持つなど、個人の価値観やライフスタイルに応じた多様な生き方を選択できることが重要です。

「区民意識調査」によると、ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこととして、「残業や副業を行わなくても生活ができるよう、賃金が上昇する」「残業を減らしたり、年休をしっかりとる」「在宅勤務や仕事の段取りを工夫するなど、業務の効率化により長時間労働を改善する」「男女ともにさまざまなライフスタイルを選択できるという意識の普及を図る」が上位に挙がっています（図9）。

また、優先度の希望と現実では、「仕事」と子育てや介護などの「家庭生活」、「地域・個人の生活」との両立について、希望と現実との乖離が大きくなっています（図10）。介護離職や子育てと介護を同時期に担うダブルケアなどの問題も顕在化する中、仕事と子育て・介護等との両立支援を充実することが求められています。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、企業が積極的に取り組むことも重要です。従業員の仕事と生活の両立を図り、働きやすい職場環境を整えることは企業の利益や優秀な人材の確保にも繋がります。

「区民意識調査」では、育児休業及び介護休業の利用経験は、ともに1割未満にとどまっています（図11、図12）。女性の働き方の意識については、「子育ての時期だけ一時辞めて、その後はまた仕事を持つ」が最も多くなっていますが、女性30代・40代では「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を持つ」が最も多く、仕事と子育てなどとの調和の取れた働き方が望まれています（図13）。

（*2）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、区民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいいます。

図9 ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

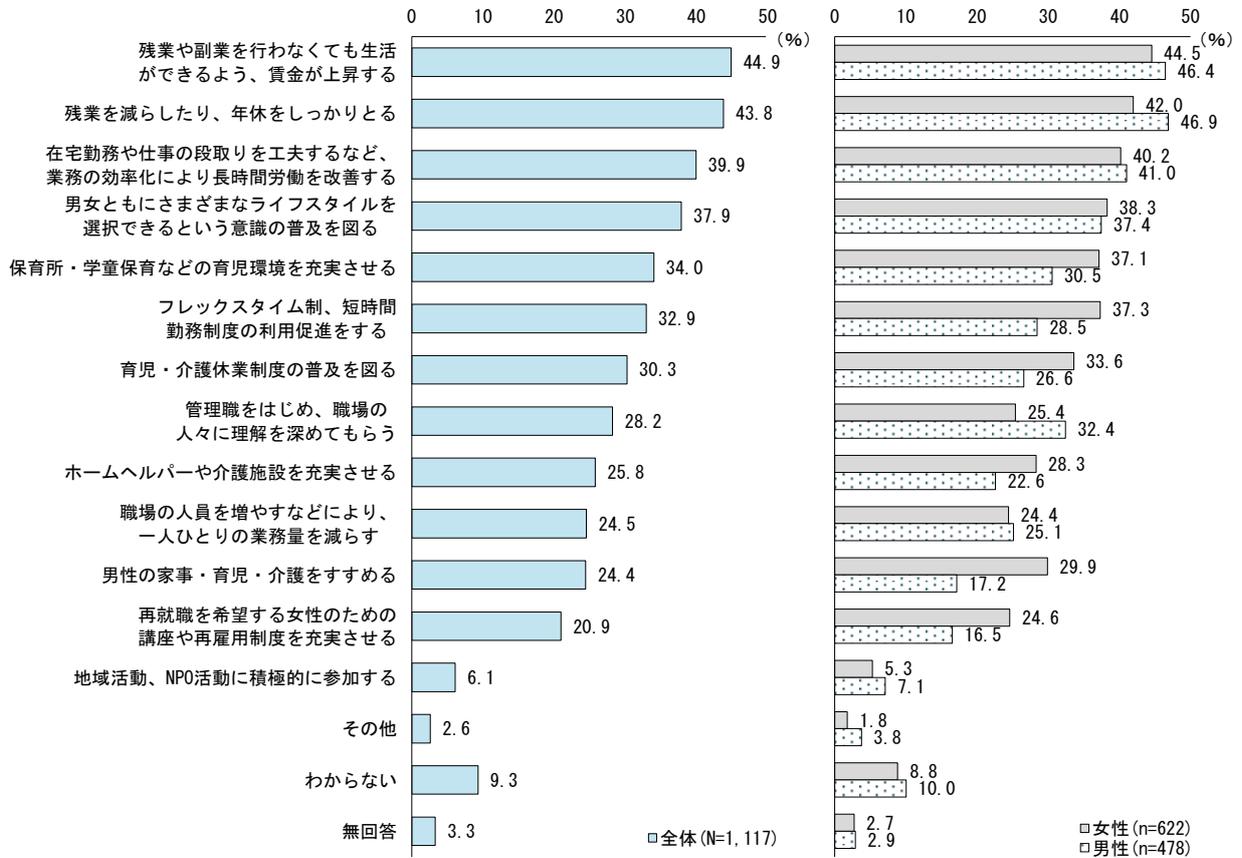
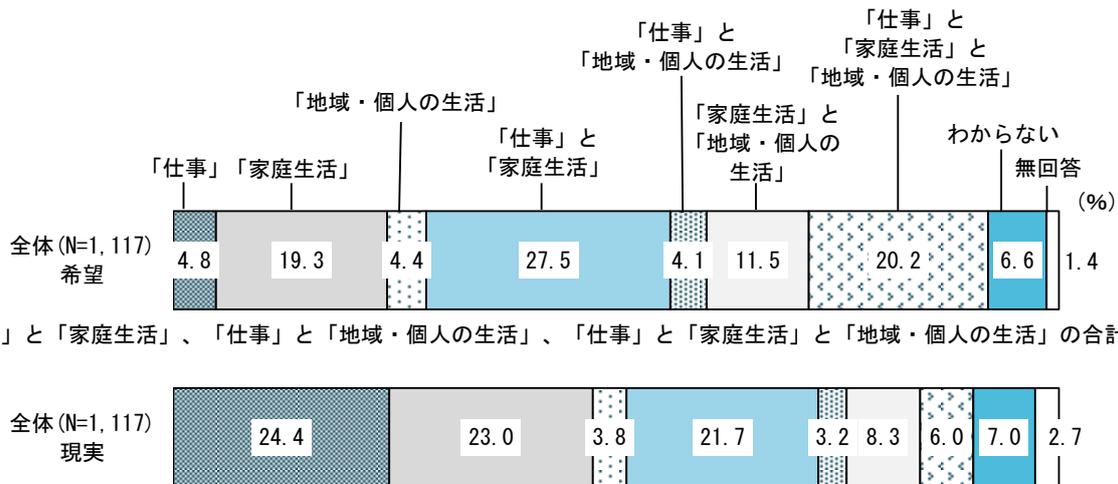


図10 優先度の希望と現実
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



* 「仕事」と「家庭生活」、「仕事」と「地域・個人の生活」、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の合計は51.8%。

* 「仕事」と「家庭生活」、「仕事」と「地域・個人の生活」、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の合計は30.9%。

図11 育児休業の利用状況
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(平成27年、令和2年))

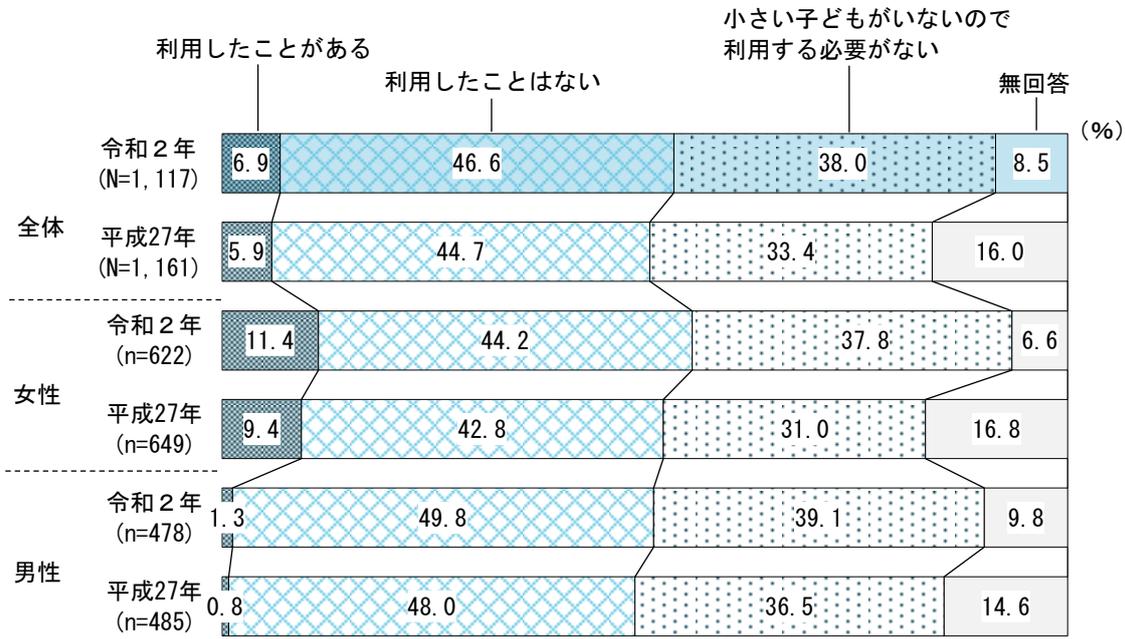


図12 介護休業の利用状況
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(平成27年、令和2年))

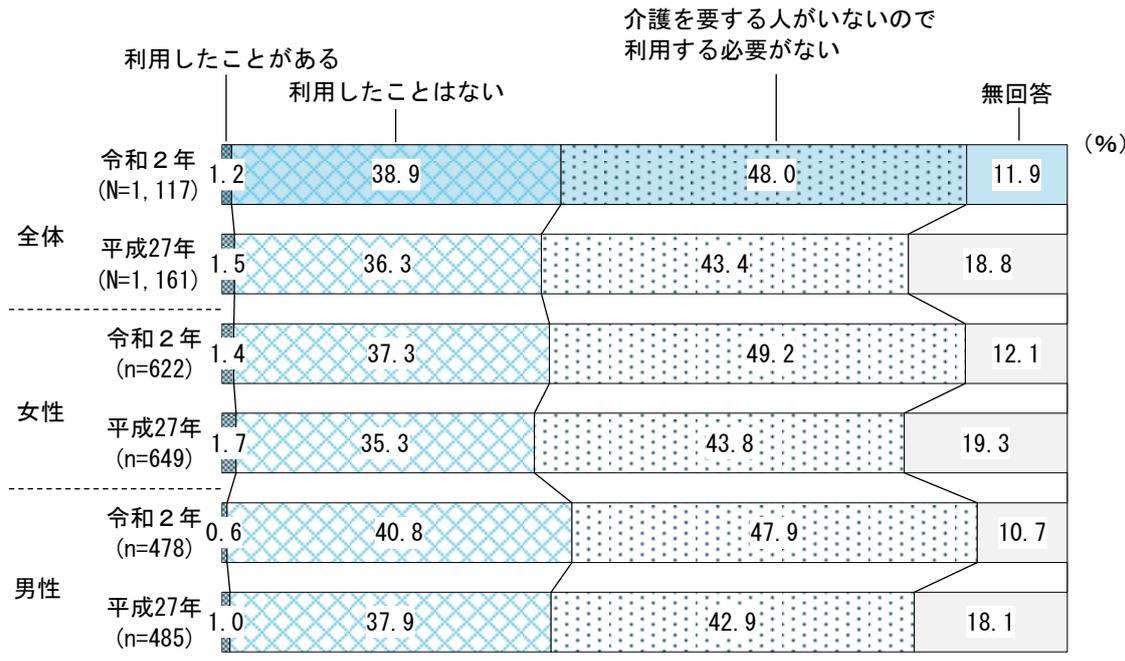
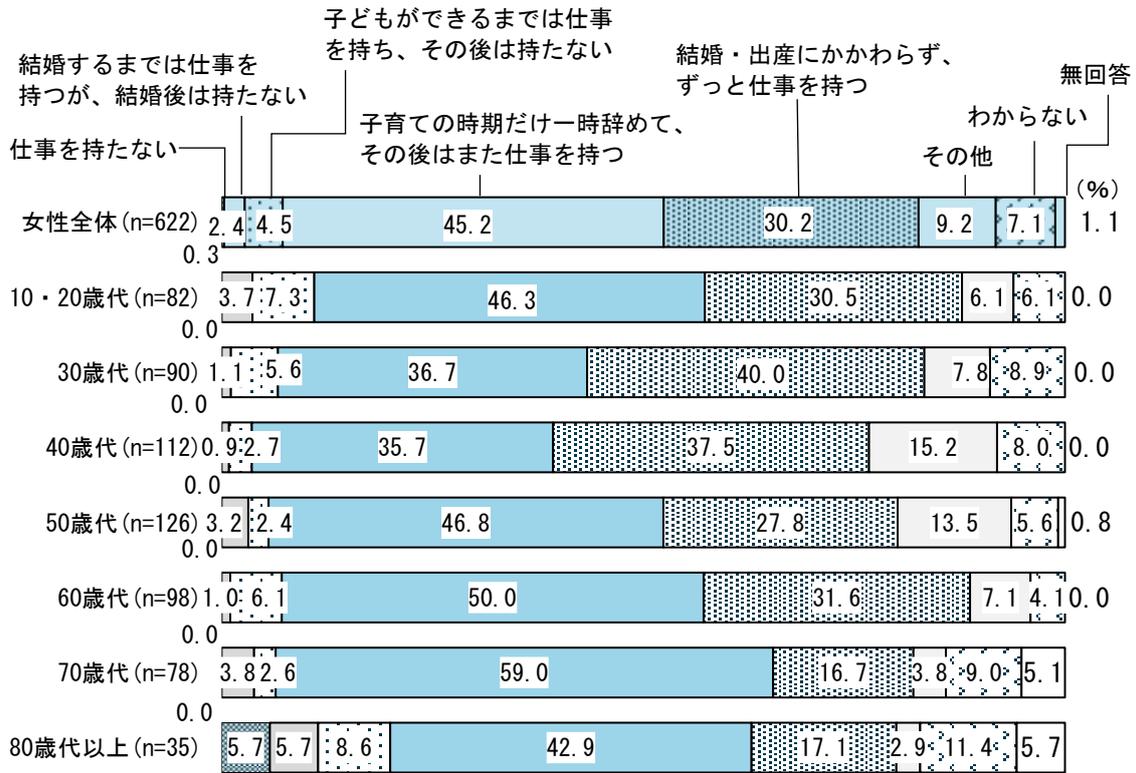


図13 女性の働き方についての意識
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



施策の方向 1**葛飾区女性活躍推進計画（第2次）**

ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、講座・講演会等を実施するほか、情報誌を発行します。また、区職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、長時間労働の見直しや柔軟な働き方の整備を行います。

ワーク・ライフ・バランスの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発 ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座・講演会 ・ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行 新規 ・葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進 ・職員一人一人が活躍できる職場環境づくり
-----------------	--

施策の方向 2**葛飾区女性活躍推進計画（第2次）**

利用しやすい保育環境の整備、小学生を持つ親世代の就労の側面支援としての学童保育クラブの設置、自立生活を維持するための在宅高齢者福祉サービスなど、仕事と子育て・介護等との両立を支援します。

仕事と子育て・介護等との両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園等の多様な保育サービスの充実 ・放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業） ・ファミリー・サポート・センター事業 ・ショートステイ・トワイライトステイ事業 ・ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業 ・重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業 ・しあわせサービス事業 ・在宅高齢者福祉サービス ・葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づく仕事と子育て・介護等との両立のための環境整備
------------------	--

施策の方向 3**葛飾区女性活躍推進計画（第2次）**

企業のワーク・ライフ・バランスの実現を支援するため、アドバイザーを派遣して就業規則を整備するなど労働環境を改善し、働きやすさの向上や優秀な人材の確保につなげるとともに、セミナーを開催します。

企業の労働環境改善に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業 ・企業向けセミナー
-----------------	--

施策の方向 4**葛飾区女性活躍推進計画（第2次）**

女性が自ら希望する働き方を、自らの意思で選択できるよう再就職やキャリアアップ、就業・創業支援等、女性の「働きたい」「働き続けたい」というニーズに対応した事業を実施します。

女性の職業生活継続のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のための再就職講座 ・キャリアアップ支援講座（勤労者資格取得等講座事業） ・女性の就業・創業支援事業 ・固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成【再掲】 ・放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）【再掲】 ・ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業【再掲】 ・葛飾区女性職員活躍推進計画 第二期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進【再掲】 ・葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進
-----------------	--

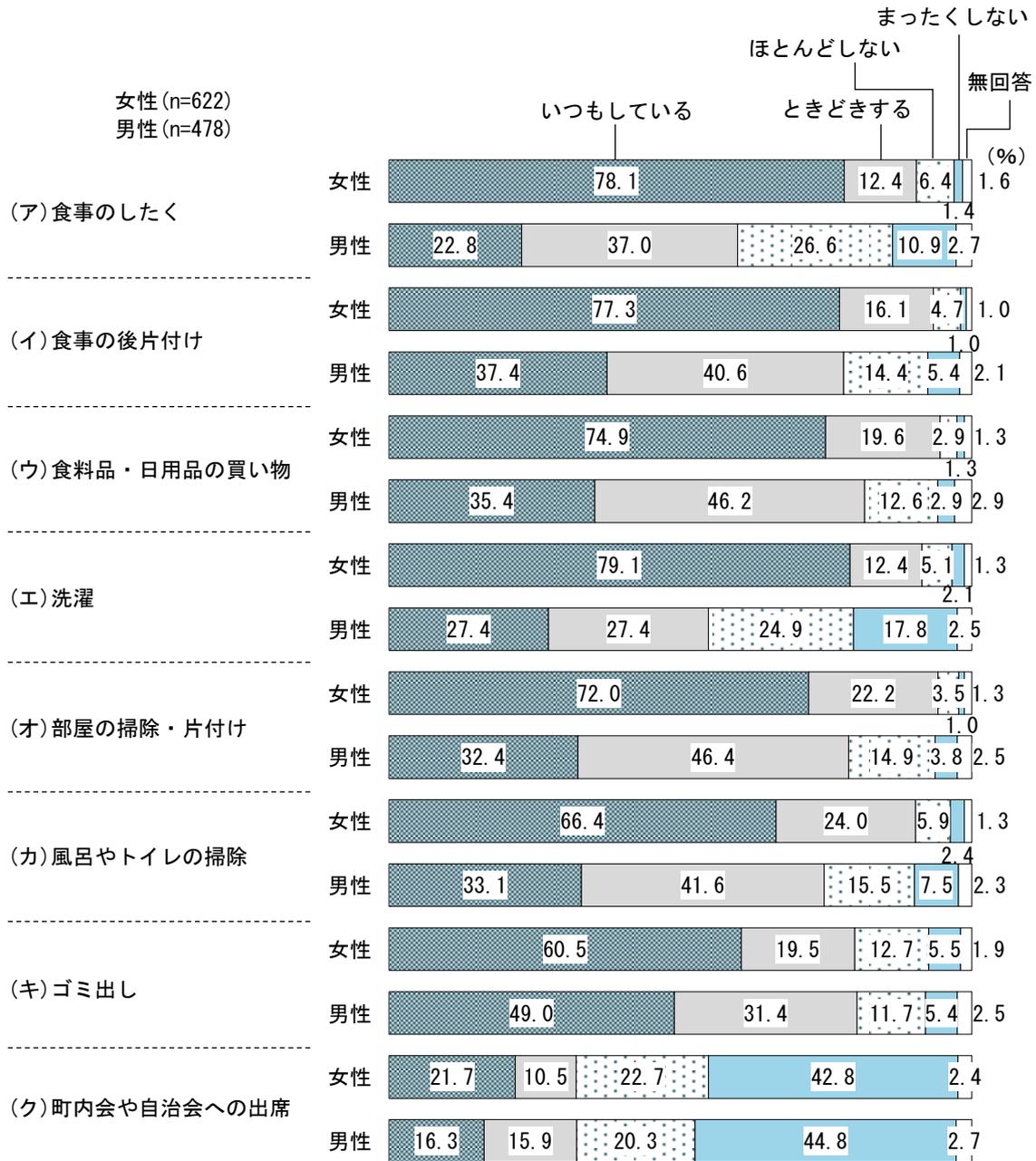
課題② 男性の家庭生活への意識啓発と参画支援 **重点**

働き方改革や在宅勤務・テレワークなど、こうした職場での大きな変化により、男性の家事や子育て、介護等への参画を促す機運が高まっています。

「区民意識調査」によると、家事などの分担は、食事のしたくや後片付け、買い物、洗濯や掃除、町内会などへの出席、育児・子どもの教育等、全項目で「いつもしている」は女性が男性を上回っています(図14)。男性の家庭参画に必要なことについては「男性自身の家事・育児・介護に取り組みたいと思う気持ち」、「男性が家事・育児・介護を担うことに対する、職場の上司や同僚の理解」、「労働時間短縮や休暇取得率の上昇に会社が取り組むこと」が上位に挙がっています(図15)。

男女が共に協力しあい、男性が家事や子育て、介護等を自らのこととして主体的に取り組み、「家族との充実した時間」を持つことや「地域活動への参加機会の拡大」につながることなどがワーク・ライフ・バランスにおいて求められています。

図14 家事などの分担
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



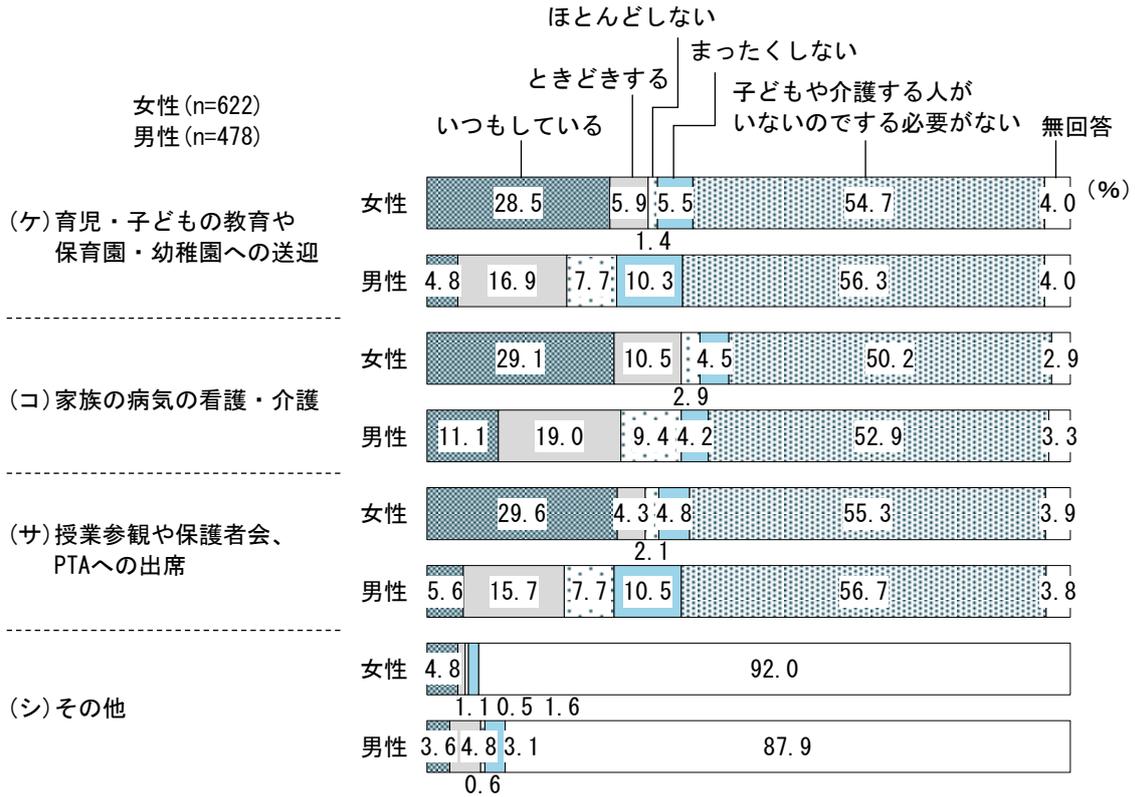
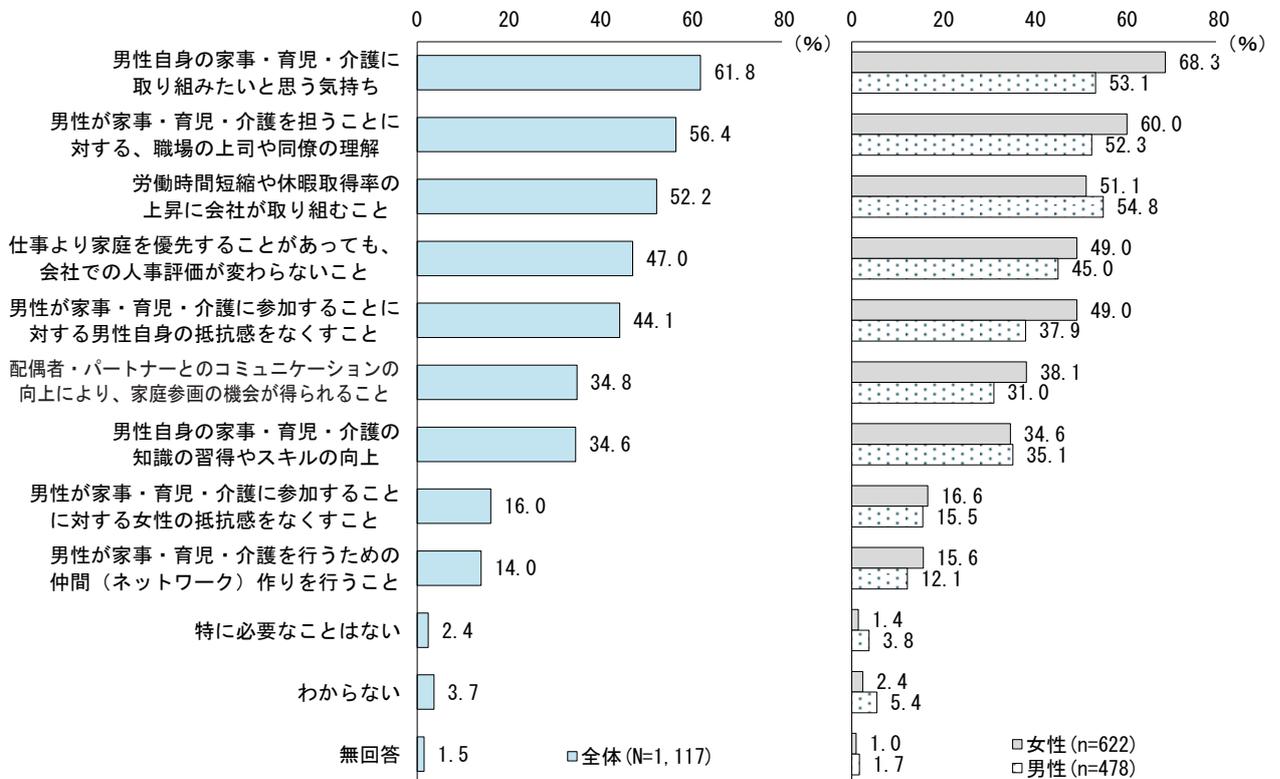


図15 男性の家庭参画に必要なこと
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



施策の方向**葛飾区女性活躍推進計画（第2次）**

家事などの多くを女性が担っている状況を踏まえ、男性の家事や子育て等への参画に向けた意識啓発や情報提供を行うとともに、ハローベビー教室・パパママ学級などを通して、育児に参画する男性同士のネットワークづくりを支援することで、男性の子育てへの参加を促進します。

<p>男性の家事や子育てへの参加促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男性向けの家事や子育て等に関する講座 ・ゆりかご面接（ゆりかご葛飾） 新規 ・ハローベビー教室・パパママ学級 ・育児学級（2か月児・5か月児） ・家庭教育応援制度【再掲】 ・葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進【再掲】
------------------------	--

課題③ 生涯を通じた健康支援

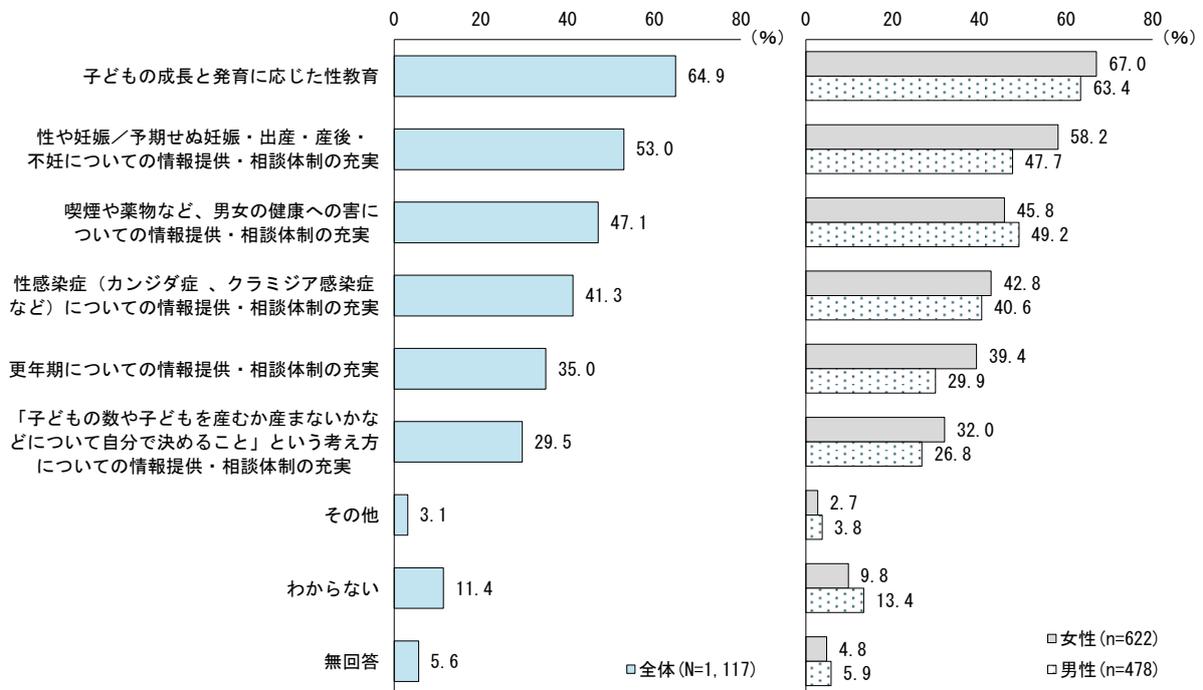
男女が互いの身体的性差を理解し合い、人権を尊重することは男女平等社会を形成していく上で欠かすことができません。

自分自身を大切に生活していくためには、生涯を通じて健康を維持していくことが重要です。年代ごとの課題に応じた健康づくりを推進するとともに、特に、女性は妊娠・出産や更年期など、ライフステージによる変化が大きく、特有の健康問題もあることから適切な健康支援が必要です。

「区民意識調査」によると、性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこととして、「子どもの成長と発育に応じた性教育」「性や妊娠／予期せぬ妊娠・出産・産後・不妊についての情報提供・相談体制の充実」「喫煙や薬物など、男女の健康への害についての情報提供・相談体制の充実」と続いています（図16）。

発達段階に応じた性教育、妊娠・出産だけではなく、不妊、避妊・中絶、思春期や更年期の健康問題など「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（*3）」（性と生殖に関する健康と権利）についても、誰もが正しい知識や情報を得て、理解を深めることが求められています。

図16 性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこと
（「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（令和2年））



(*3)「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」とは、性や子どもを産むことに関するすべてにおいて、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことです。

施策の方向 1

健康診査・がん検診などを通して、ライフステージに応じた病気の予防や早期発見に努めます。また、出産後の女性が抱える悩みや不安などの相談に応じ、こころの健康維持を図ります。

<p>ライフステージに応じた健康づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり健康診査 ・特定健康診査 ・基本健康診査 ・成人歯科健康診査 新規 ・長寿医療健康診査 新規 ・長寿歯科健康診査 新規 ・妊婦健康診査 ・妊婦歯科健康診査 ・産後ケア（ゆりかご葛飾） 新規 ・親と子のこころの相談室 ・乳がん検診 ・子宮頸がん検診 ・通所型住民主体サービス運営支援（介護予防事業）
----------------------------	--

施策の方向 2

児童・生徒の発達段階に応じた性教育を推進するとともに、妊娠・出産に関して女性が自らの意思で選択することなどについて、講座による啓発や相談・支援を実施します。

<p>性と生殖に関する啓発・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等教育の視点における性教育の実施【再掲】 ・「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座 ・エイズ・性感染症対策の充実 ・妊娠・出産どうしようコール ～妊娠・出産に戸惑いのあるあなたへ～ ・特定不妊治療費助成事業
----------------------	---

目標3 誰もが安全・安心して暮らせる環境を整備します

あらゆる暴力とハラスメントを防止し、被害者の早期発見と安全確保に取り組むとともに、生活上困難な状況を解消し、誰もが安全・安心して暮らせる社会の実現を目指します。

課題① あらゆる暴力の根絶 **重点**

暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、配偶者等からの暴力（「ドメスティック・バイオレンス（*4）」、以下「DV」という。）だけでなく、ストーカーやリベンジポルノ等あらゆる暴力の防止と被害者保護の法制度の整備が進んでいます。

DVは被害者の心身を傷つけるばかりか、恐怖や不安を与えることを含みます。「区民意識調査」によると、暴力を受けたことがあると回答した人の割合は全体で2割を超え、女性は3割に達しています（図17）。そして、子どもの見ている前で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたるなど、DVは児童虐待と密接な関係にあります。若年層においては、恋人間における交際相手からの暴力（デートDV）が問題となっています。

「区民意識調査」によると、DVの防止及び被害者支援のために必要な対策として、「家庭内であっても暴力は犯罪であるという意識を広める」が最も多くなっています（図18）。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛や生活不安、ストレスでDVや児童虐待などの増加が懸念されていることから、被害者や加害者を生まないために「暴力を許さない」という意識を広めるとともに、本人だけでなく周囲からの理解や気づき、働きかけなどにより関係機関に繋げていくことが重要です。

DVは家庭内で行われるため、周りが気付かないうちにエスカレートし深刻化しやすい傾向にあります。相談件数は増加傾向にありますが、「区民意識調査」では、DVを受けた経験があると回答した人のうち、「相談した」は3割台にとどまっています（図19）。相談しなかった、できなかった理由については、「相談するほどのことではないと思った

（*4）ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者（事実婚や元配偶者、共同生活者を含む）からふるわれる暴力のことをいいます。「なぐる」「ける」、といった身体への暴力だけでなく、「大声でどなる」「無視する」「子どもに危害を加えるといっておどす」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性的行為を強要する」などの性的暴力があります。

から」「相談しても無駄だと思ったから」「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」が上位に挙がっています(図20)。また、暴力を受けた経験を「相談した」と回答した人の相談先は、「友人・知人に相談した」「家族や親族に相談した」「区の相談窓口で相談した」と続いています(図21)。被害が深刻になる前に早期発見できるよう、相談体制を充実させるとともに、一時保護や生活再建など、本人の意思を尊重しながら安全確保と自立に向けた支援が必要です。DV被害者は暴力のほか、生活や子どものことなど様々な問題を抱えていることも多いことから、関係機関が相互に連携しながら切れ目のない支援をしていくことが重要です。

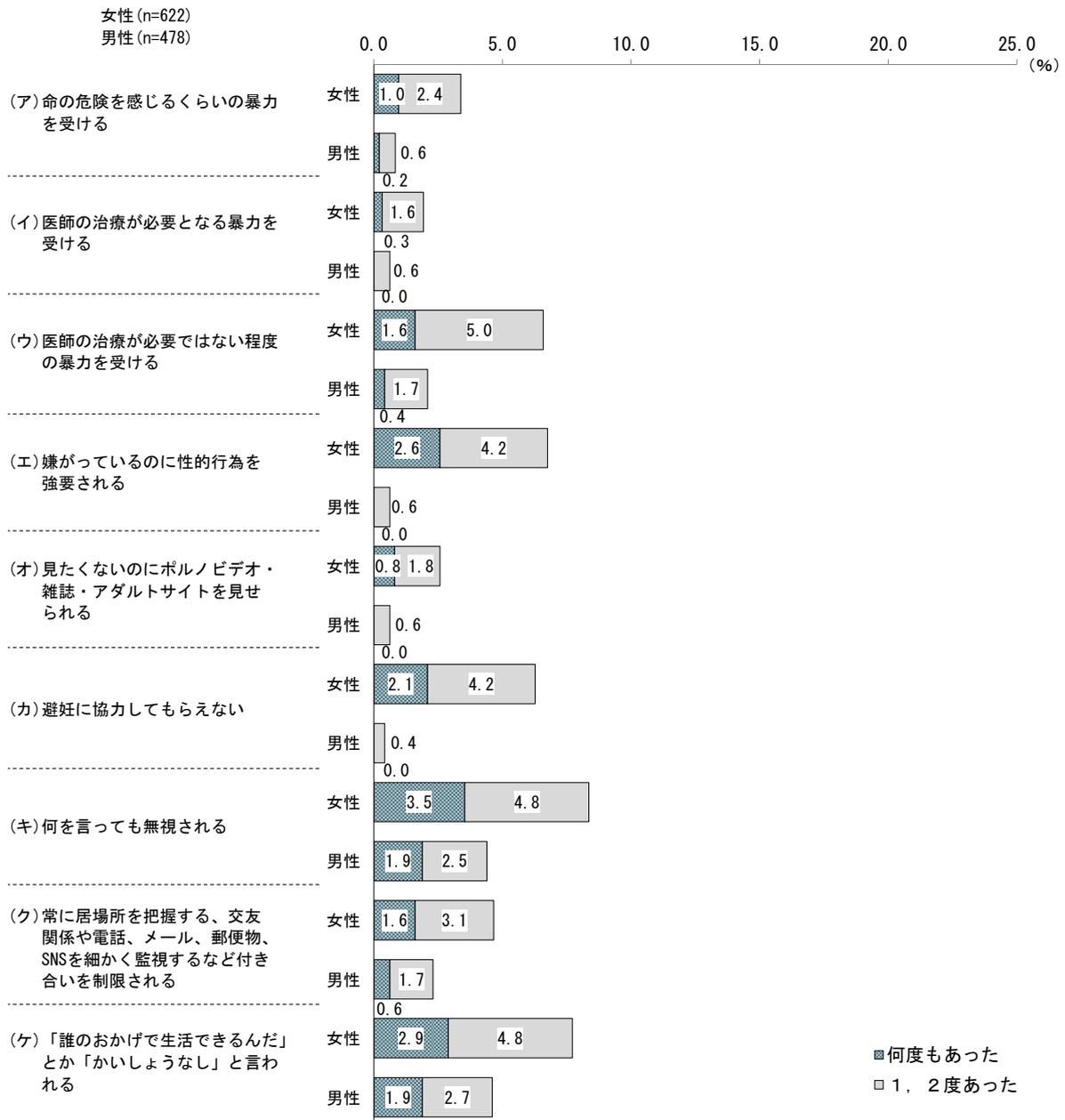
DVだけでなく、性暴力やセクシュアル・ハラスメント(*5)なども被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身ともに長期間にわたり重大な影響を及ぼします。

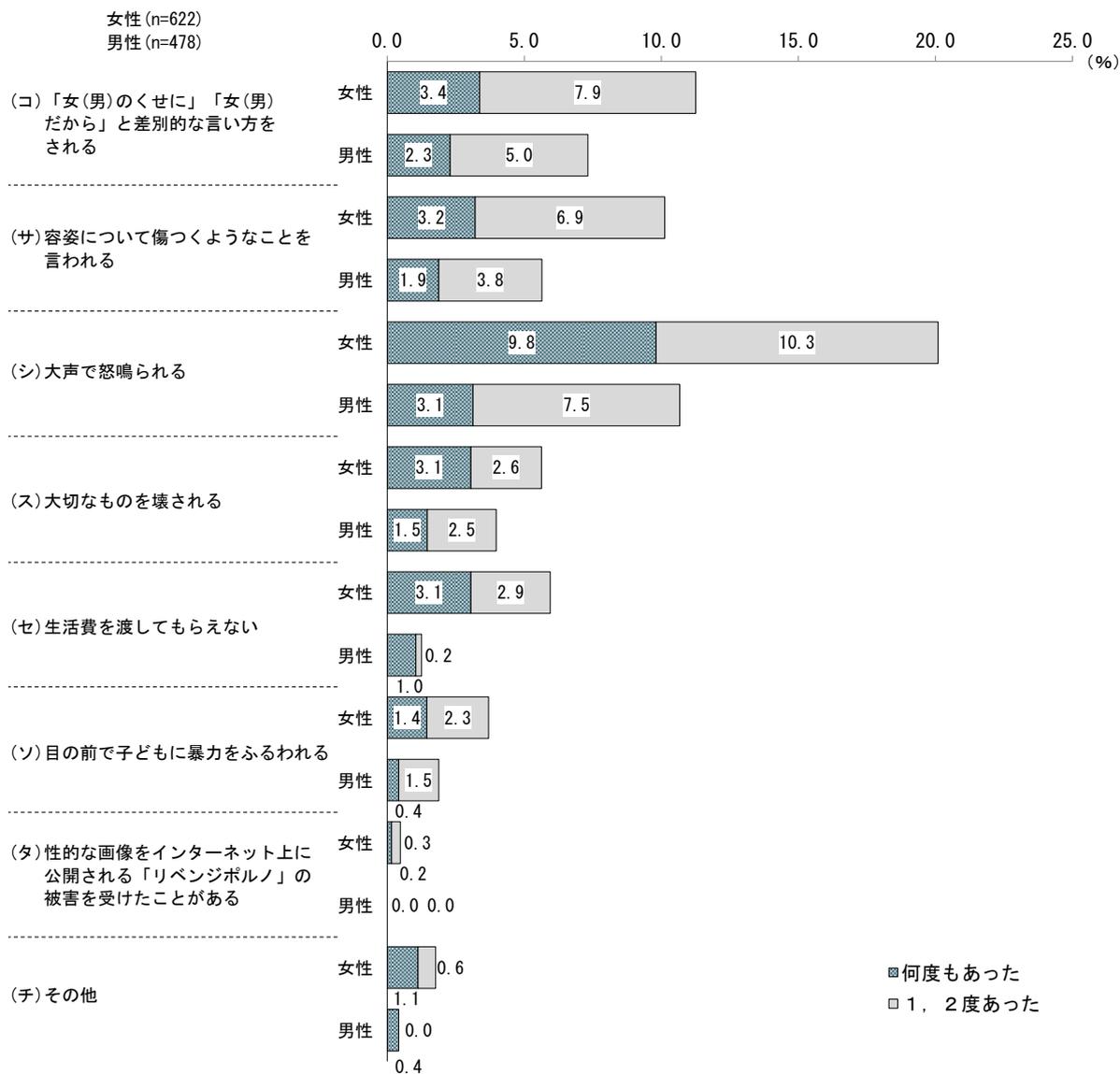
「区民意識調査」によると、職場でのセクシュアル・ハラスメントの経験の有無については、差別的な言い方や性的な話、容姿や年齢に関することなど不愉快な経験したことが多岐にわたっています(図22)。

暴力防止に向け、様々な機会をとらえて普及・啓発に取り組むことが必要です。

(*5) ハラスメントとは、相手の意に反した言動等により相手に不快を与える嫌がらせ行為をいいます。性的な嫌がらせ行為であるセクシュアル・ハラスメントのほか、職務上の地位や人間関係などの職場での優位性をふりかざすパワー・ハラスメントなどがあります。

図17 ドメスティック・バイオレンスの経験の有無
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))





* DVの経験がいずれかに「何度もあった」「1, 2度あった」と回答した人数 (女性 188人 男性 80人)

図18 ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者支援のために必要な対策
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

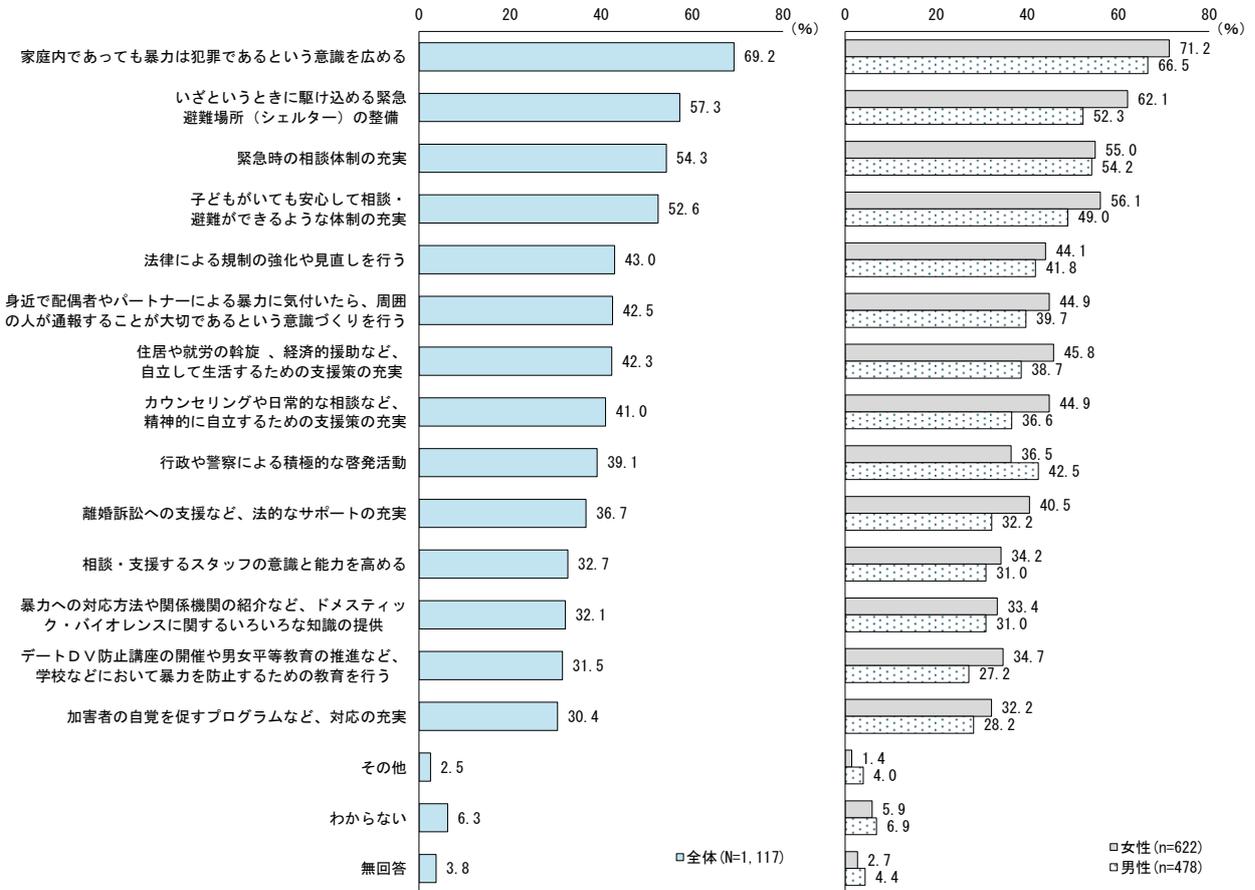


図19 相談の有無(DVを受けた経験がある人)
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

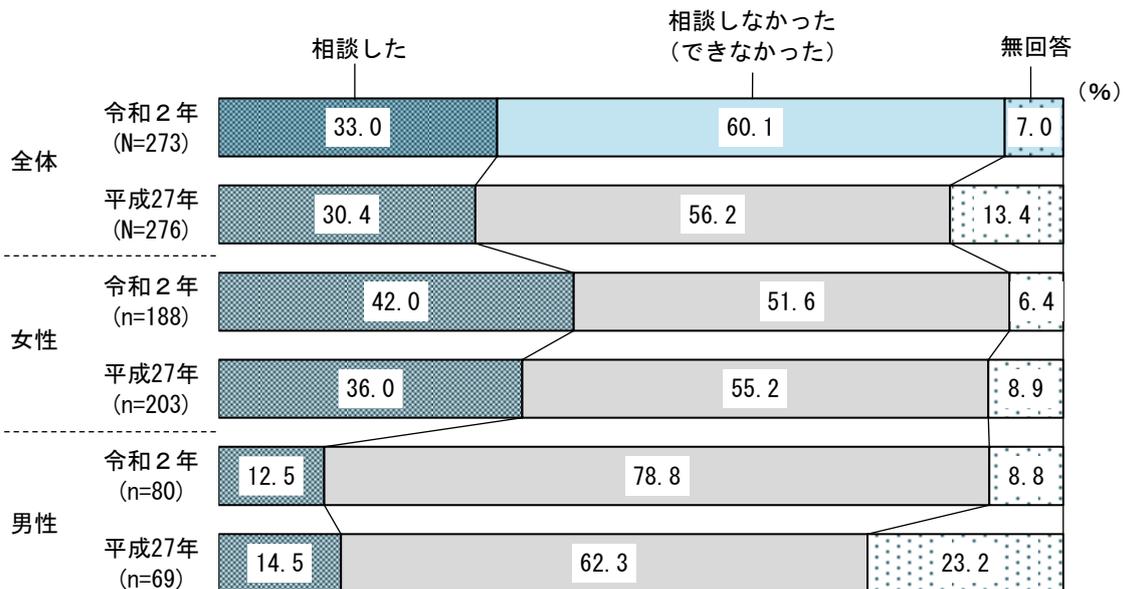


図20 相談しなかった、できなかった理由
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

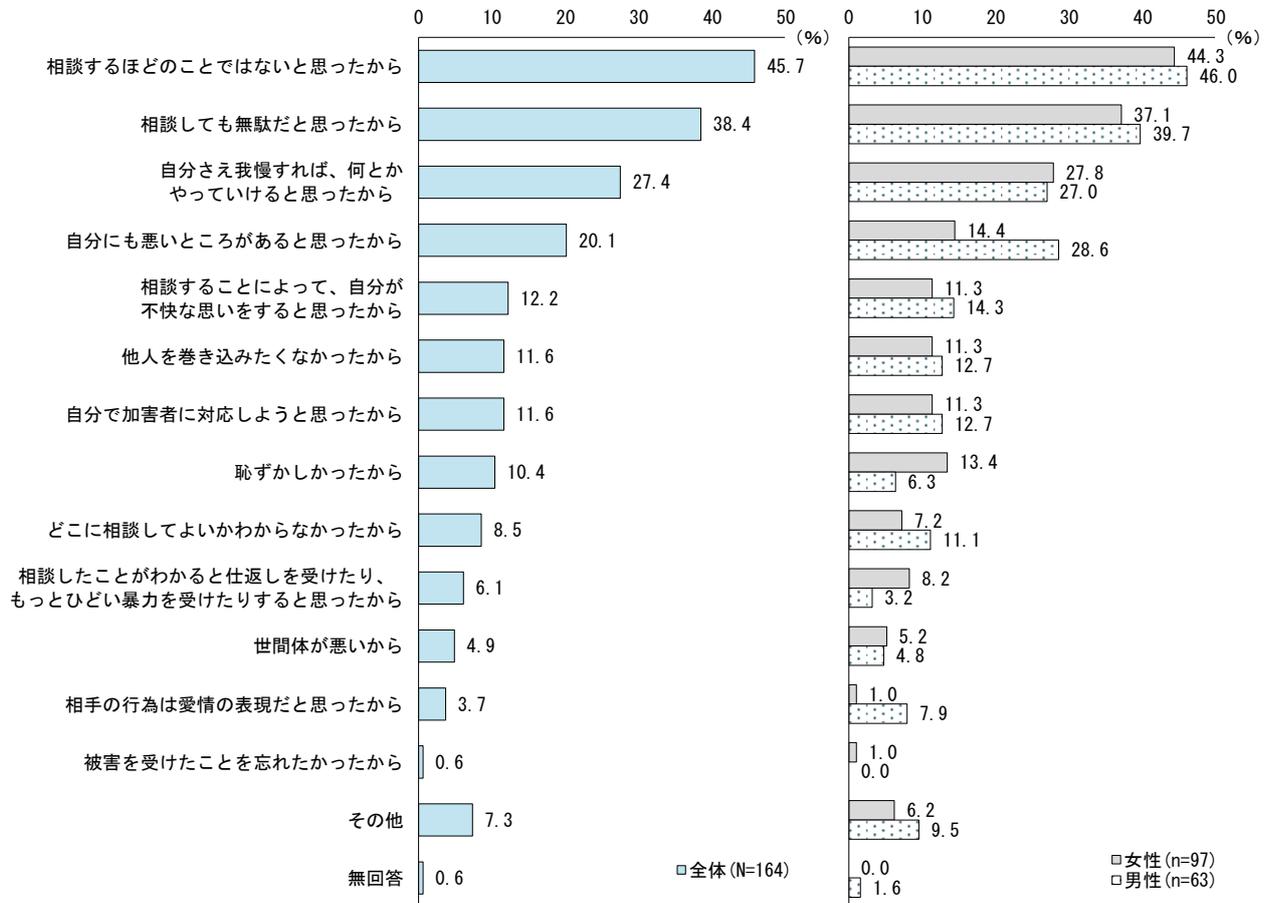


図21 相談先 (DVを受けたことを相談したことがある人)
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

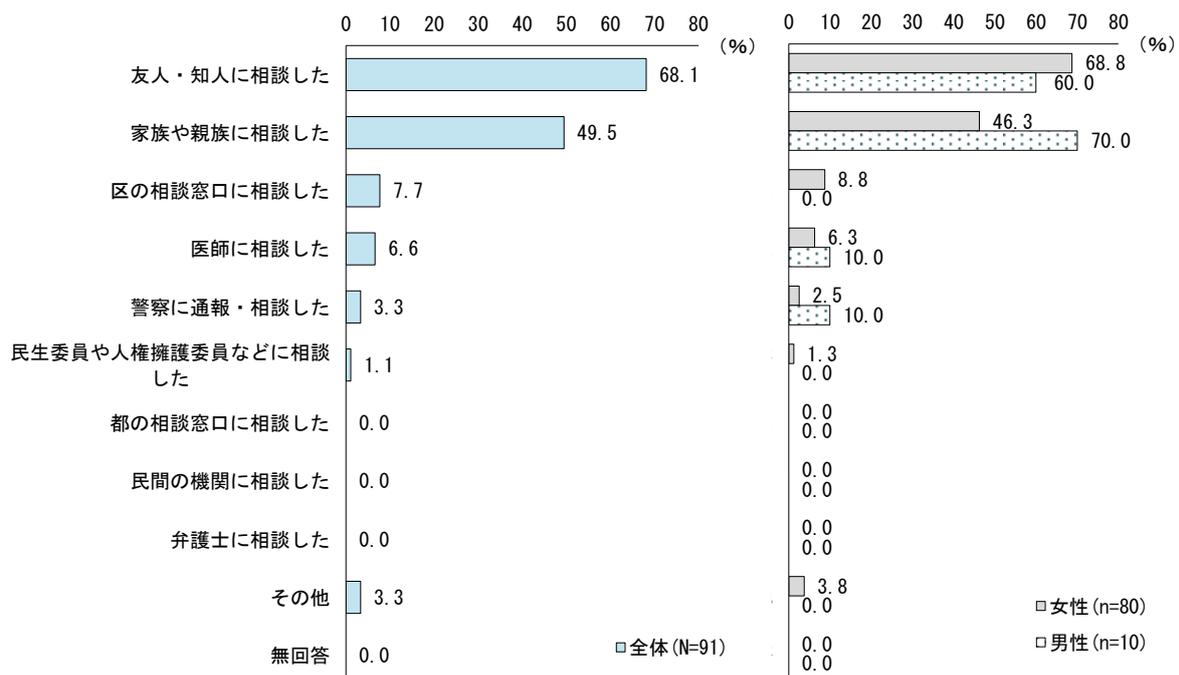
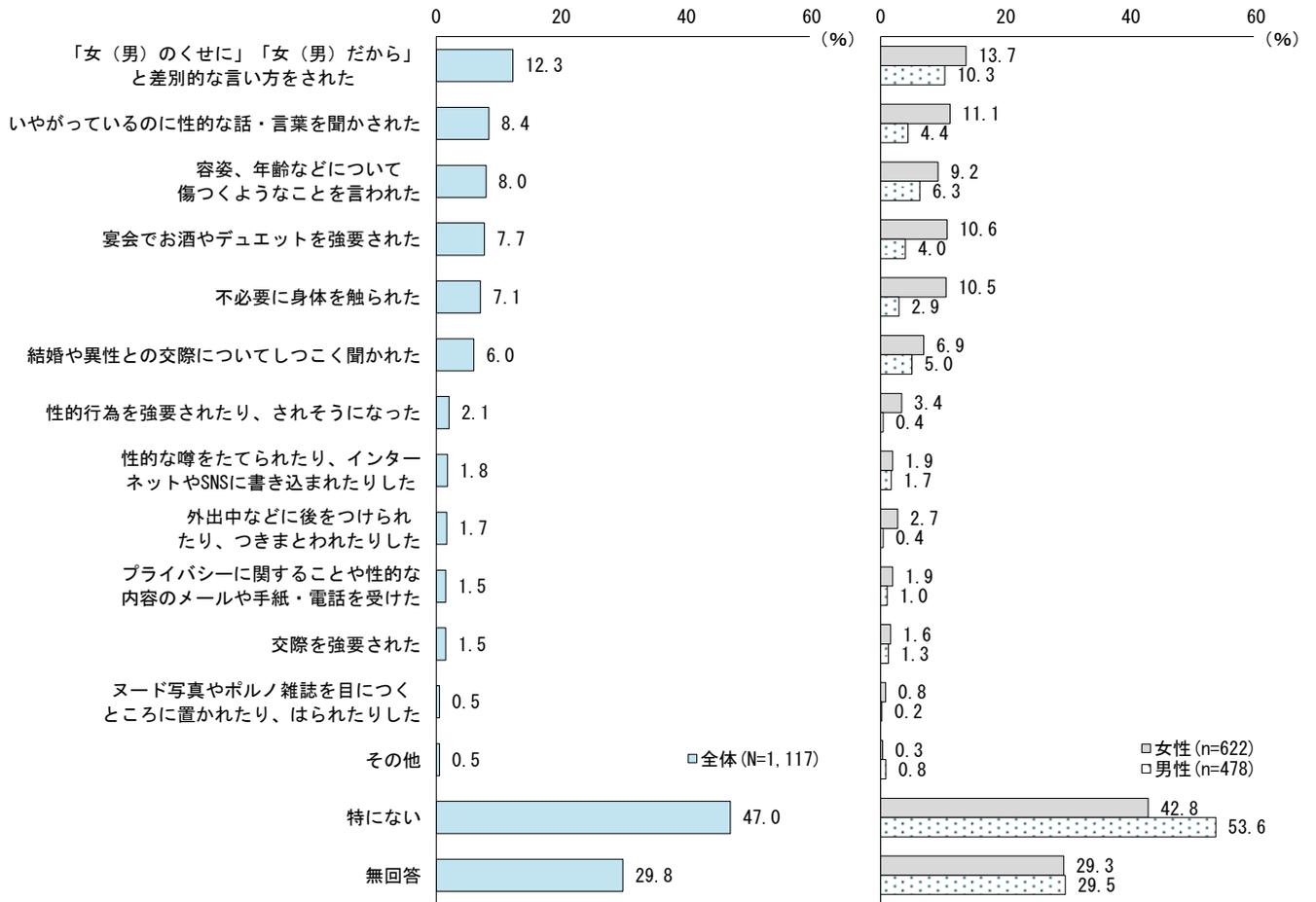


図22 職場でのセクシュアル・ハラスメントの経験の有無
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



施策の方向 1**葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）**

配偶者や交際相手などからの暴力防止に関する講座等の開催や相談窓口の周知カード発行、冊子の配布などを通して、あらゆる暴力の未然防止と早期発見に取り組みます。

配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力をなくす運動の推進 ・若年層に向けた啓発 ・配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知 ・育児支援訪問事業【再掲】 ・子どもとその家庭に関するさまざまな相談 ・要保護児童対策地域協議会 ・高齢者虐待防止事業
---------------------	--

施策の方向 2**葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）**

暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じるなど関係機関が連携して被害者支援を行うとともに、窓口職員等を対象にした研修等により、相談体制を強化します。

相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センター事業の取組 ・配偶者等からの暴力相談（DV相談） ・DV防止関係機関連絡会の運営 ・窓口職員等研修 ・住民基本台帳事務における支援措置 ・女性相談 ・ひとり親家庭相談 ・配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知【再掲】 ・育児支援訪問事業【再掲】 ・子どもとその家庭に関するさまざまな相談【再掲】 ・高齢者虐待防止事業【再掲】
---------	--

施策の方向 3

葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）

被害者本人とその家族の安全確保と安心して暮らせるよう自立に向けた支援を行います。

被害者の安全確保と自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none">・DV 被害者に関する情報の適切な取り扱い・都営住宅優先抽選の情報提供・配偶者暴力相談支援センター事業の取組【再掲】・配偶者等からの暴力相談（DV 相談）【再掲】・DV 防止関係機関連絡会の運営【再掲】・窓口職員等研修【再掲】・住民基本台帳事務における支援措置【再掲】・女性相談【再掲】・ひとり親家庭相談【再掲】・高齢者虐待防止事業【再掲】
-------------------	---

施策の方向 4

講座などを通して、性暴力やハラスメントなどあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発等を行います。

性暴力・ハラスメントの防止	<ul style="list-style-type: none">・暴力防止に向けた普及・啓発・人権啓発紙による啓発（企業向け） 新規・ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営・不健全図書類に対する規制への支援
---------------	---

課題②

生活上困難な状況を解消するための取組促進 **重点**

ひとり親家庭や非正規雇用労働者など経済社会において男女が置かれた状況の違いなどを背景に、女性は貧困など生活上の困難に陥りやすいといわれています（図23、図24）。そして、新型コロナウイルス感染症は、こうした弱い立場の人々により深刻な影響を与え、これまで見過ごされてきた男女間の格差が顕在化しています。

令和2年4月の雇用者数は男女ともに大幅に減少しましたが、特に女性の減少幅が大きくなっています（図25）。正規・非正規雇用労働者ともに女性の割合が高い「宿泊・飲食業（図26）」では、外出・移動の自粛や飲食店の時短営業などが続き、女性が大きな影響を受けています。経済的な理由等により生理用品を購入できない「生理の貧困」も問題となり、地方公共団体で防災備蓄品を活用して生理用品を無償配布するなど、本区においても令和3年4月に取り組みました。

また、ひとり親家庭の多くは母子世帯であり、厚生労働省の「2019年 国民生活基礎調査」によると、ひとり親世帯の相対的貧困率（*6）は48.3%で、約半数が経済的に困難な状況に置かれていることがわかります（図27）。このような状況の中では子どもへの影響も懸念されることから、就業や家事・育児支援などを行うことで安心して子育てしながら生活できる環境を整備していくことが必要です。

さらに、高齢者、特に高齢単身女性は、高齢期に達するまでの働き方や家族形態などにより生活の備えを十分にできないことで経済的に困難な状況に陥りやすいという問題もあります。

障害のある方や日本に住む外国人などのほか、複合的に困難な状況に置かれている場合などもあり、自立と安定した暮らしができるよう支援していくことが重要です。

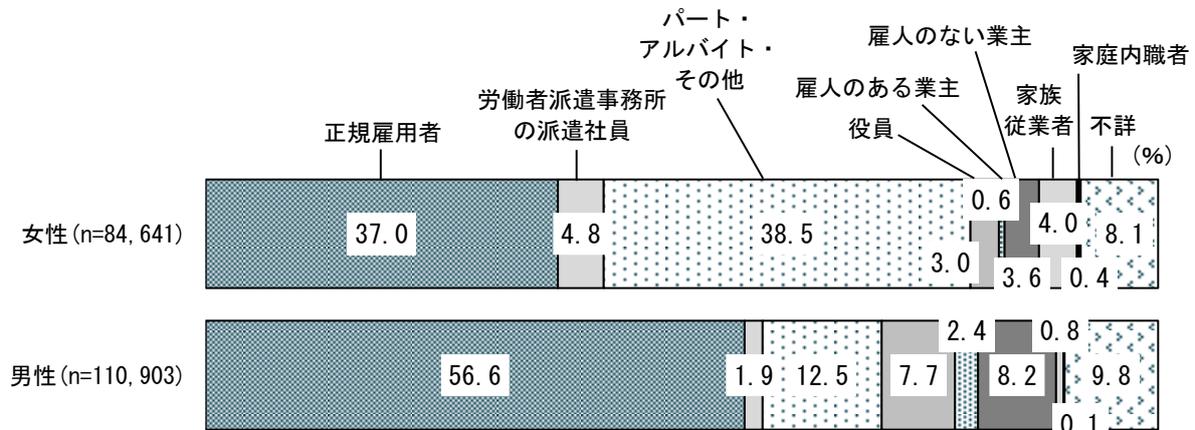
図23 葛飾区のひとり親世帯数
（葛飾区子ども・若者計画（母子世帯及び父子世帯の推移））

	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	2,963	2,215	2,314
父子世帯	384	296	266

平成17年、22年、27年国勢調査（総務省）より作成

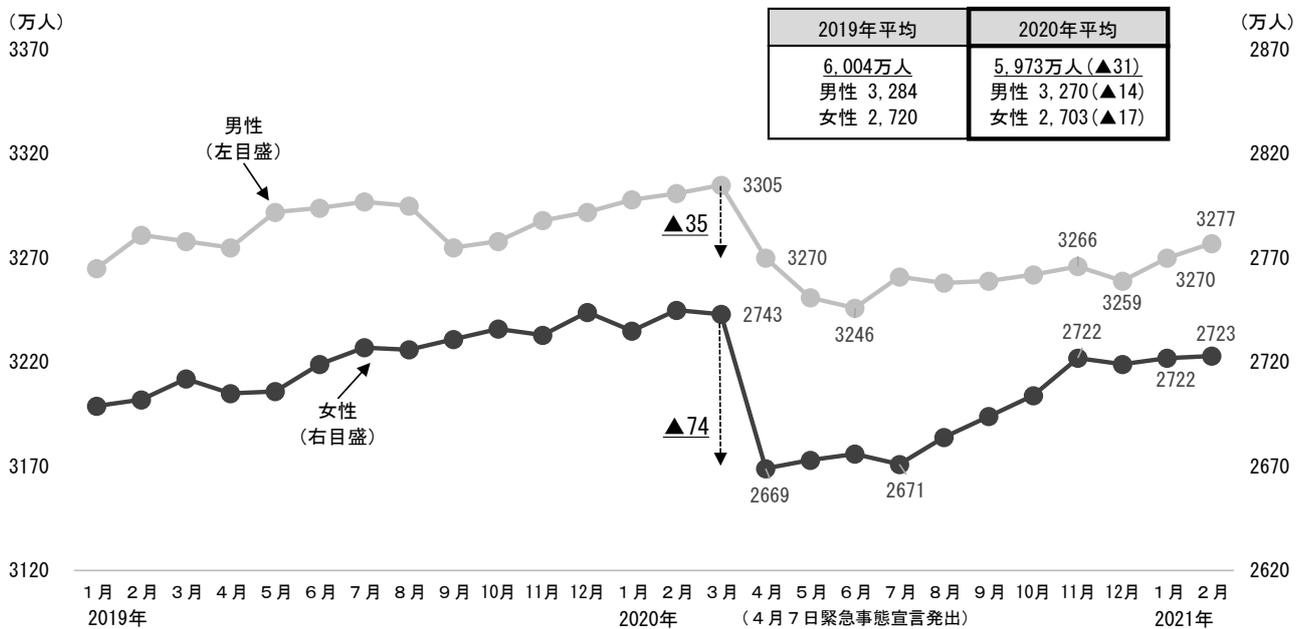
（*6）相対的貧困率とは、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいいます。

図24 就業者総数に占める従業上の地位別割合（葛飾区）
（国勢調査（平成27年））



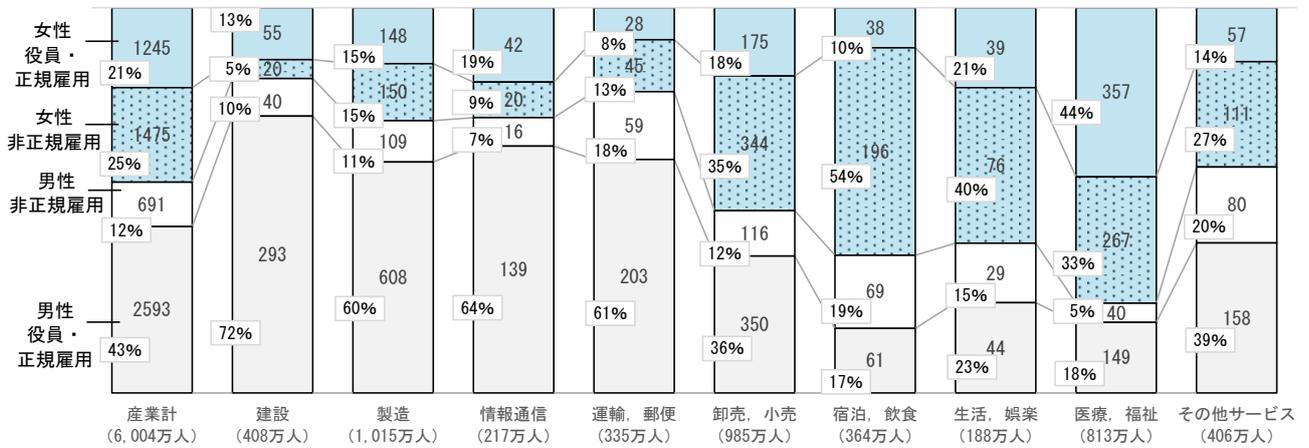
- * 就業者は15歳以上
- * 就業者総数には、従業上の地位「不詳」を含む。
- * 雇人のある業主：個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
- * 雇人のない業主：個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

図25 雇用者数の推移
（「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書
～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」（令和3年））



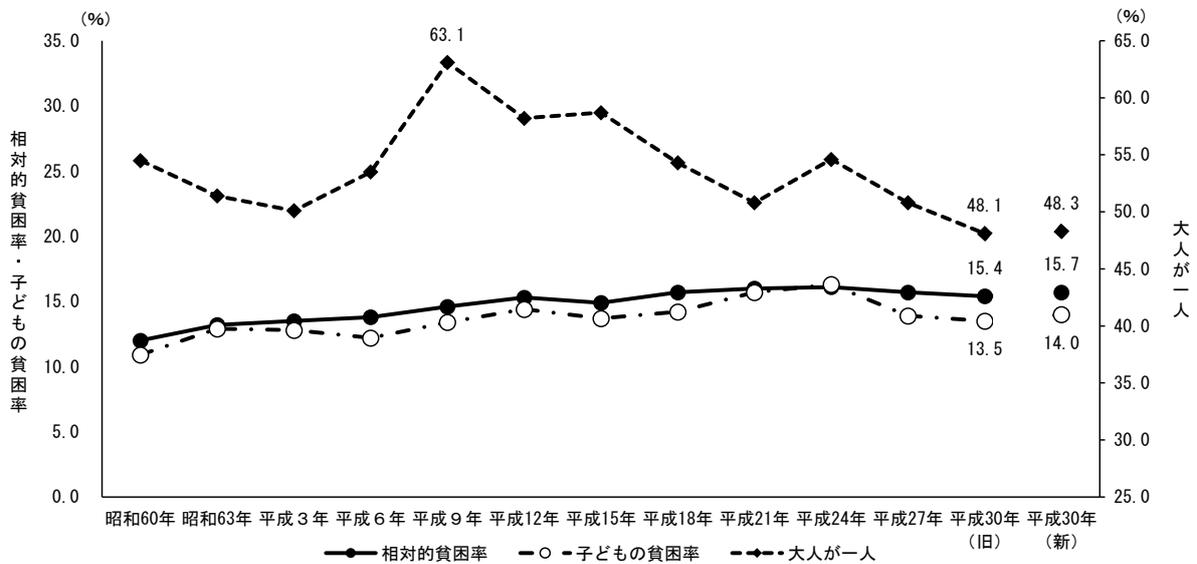
総務省「労働力調査」より作成

図26 産業別雇用者の男女別・雇用形態別の割合（2019年）
 （「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書
 ～誰一人取り残さないポストコロナの社会へ～」（令和3年）



総務省「労働力調査」より作成

図27 貧困率の年次推移
 （2019年 国民生活基礎調査（貧困率の状況））



- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 「大人が一人」とは子どもがいる現役世帯のうち大人一人で子どもを養育している家庭をいう。
 6) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 7) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

施策の方向

ひとり親家庭や高齢者、障害のある方など、日常生活において直面する困難な状況を解消するために、様々な支援を行うことで、自立と安定した暮らしに向けた環境整備に取り組めます。

自立と安定した暮らしに向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none">• 包括的な支援体制の整備 新規• 生活困窮者自立支援事業 新規• 育児支援訪問事業• ひとり親家庭自立支援事業• 養育費の受け取り支援事業 新規• 若者支援体制の整備 新規• 障害者就労支援事業• 障害者の日中活動の支援• 外国人生活相談• ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業【再掲】• しあわせサービス事業【再掲】• 在宅高齢者福祉サービス【再掲】• 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業【再掲】• ひとり親家庭相談【再掲】• 親と子のこころの相談室【再掲】• 都営住宅優先抽選の情報提供【再掲】
--------------------	--

目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現します

多様な性・生き方を認める人権が尊重され、誰もが平等で共に支え合いながら暮らしていける社会の実現を目指します。

課題 多様性の尊重

重点

SDGs（*7）の17の目標の5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」とあるように、性自認や性的指向（*8）など、多様性を尊重する機運が高まっています。

LGBT（*9）は、代表的なセクシュアル・マイノリティの頭文字をとって作られた言葉で、性的マイノリティの総称としても使われており、マスメディアなどで取り上げられることも増えてきました。性のあり方は人それぞれで、出生時に割り当てられた性別と心の性別が一致しており、かつ異性愛者である「男」「女」の2つに分けられるものではなく、多様なものです。

しかし、自身の性自認や性的指向について悩みや困難を抱え、誰にも相談することができず、打ち明けたとしても、家族にさえ理解してもらえない、周囲から興味本位で見られる、職場で嫌がらせを受ける等、差別や偏見に苦しみ、社会的な孤立を深めてしまうことがあります。

「区民意識調査」によると、LGBTの認知状況について、全体で「知っている」が7割を超えていますが、男女とも年代が高くなるにつれて、認知度が低くなる傾向があります（図28）。また、性自認について悩んだことの有無では、自分の性別に悩んだことが「ある」は6.0%で、性別・年代別にみると、「女性10・20歳代」「男性10・20・30歳代」においては1割を超えています（図29）。悩んだことがあると回答した人は「男らしさ・女らしさを求められたこと」が7割を超え、「異性に生まれたかったこと」は4割を超えています（図30）。

（*7）SDGsとは、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた「持続可能な開発目標」です。持続可能な世界を実現するため、令和12（2030）年までに達成する17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成されています。

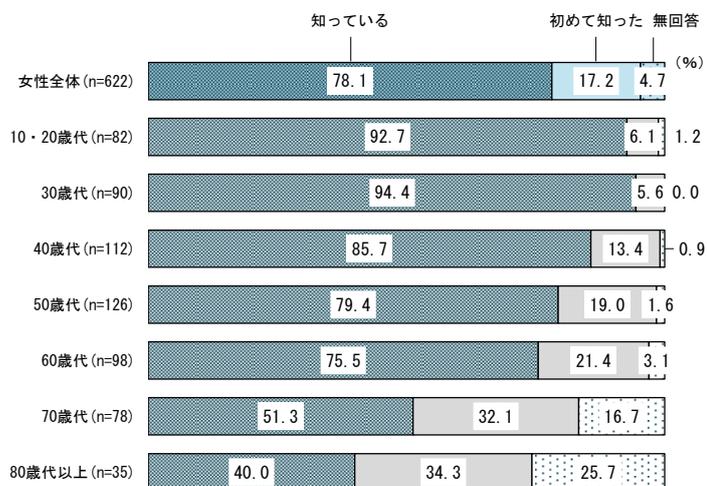
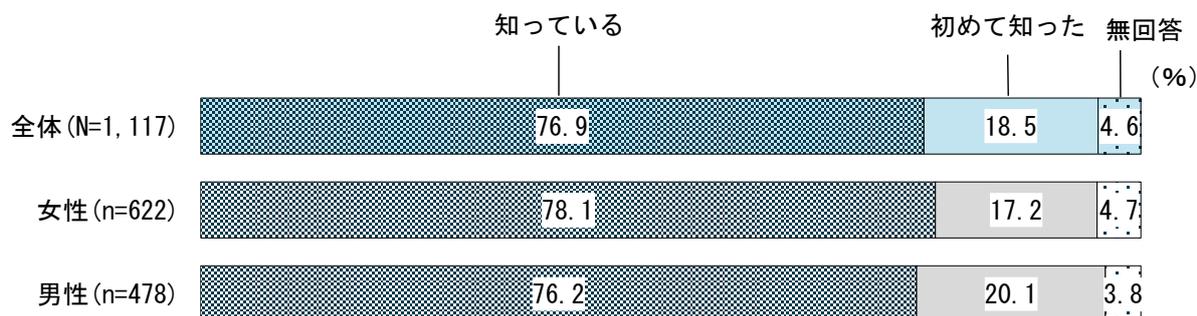
（*8）性自認とは、自分自身の性別を自分でどのように認識している（「心の性」）かで、性的指向とは、人の恋愛・性愛がどの性別に向かう（「好きになる性」）かで、同性や両性に指向を持つ人もいます。

（*9）LGBTとは、レスビアン（Lesbian）＝女性同性愛者、ゲイ（Gay）＝男性同性愛者、バイセクシュアル（Bisexual）＝両性愛者、トランスジェンダー（Transgender）＝出生時に（戸籍や出生届により）付けられた性と異なる性別で生きる人あるいは生きたいと望む人、の頭文字をとった単語であり、性的マイノリティ（少数者）の総称としても使われています。LGBT以外の様々な性のあり方を含むことを表す「LGBTs」などという表記も使われるようになってきています。

こうしたことから、性の多様性に関する正しい情報の提供や理解促進に向けた啓発活動を行うとともに、当事者などからの相談・支援に取り組むことが必要です。

今後は、性別に基づく差別解消や家事などの分担、女性の参画及びリーダーシップの機会確保などジェンダー平等達成に向けた取組から、人種や国籍、年齢や障害の有無など互いの個性や違いを認め合う多様性が尊重される施策が求められています。

図28 LGBTの認知状況
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



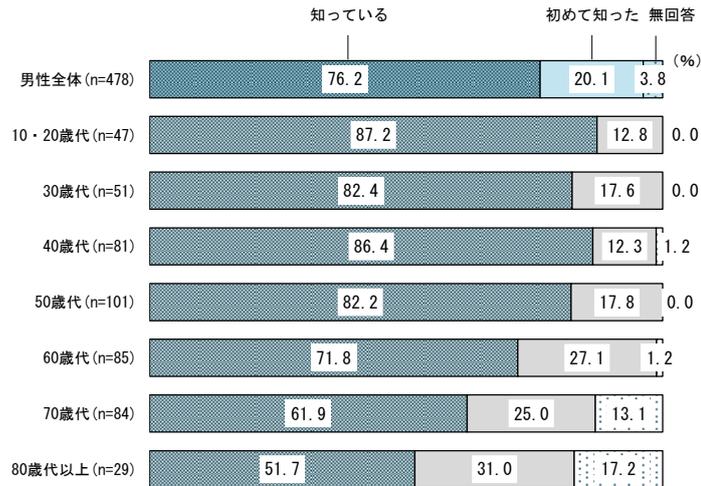


図29 性自認について悩んだことの有無
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))

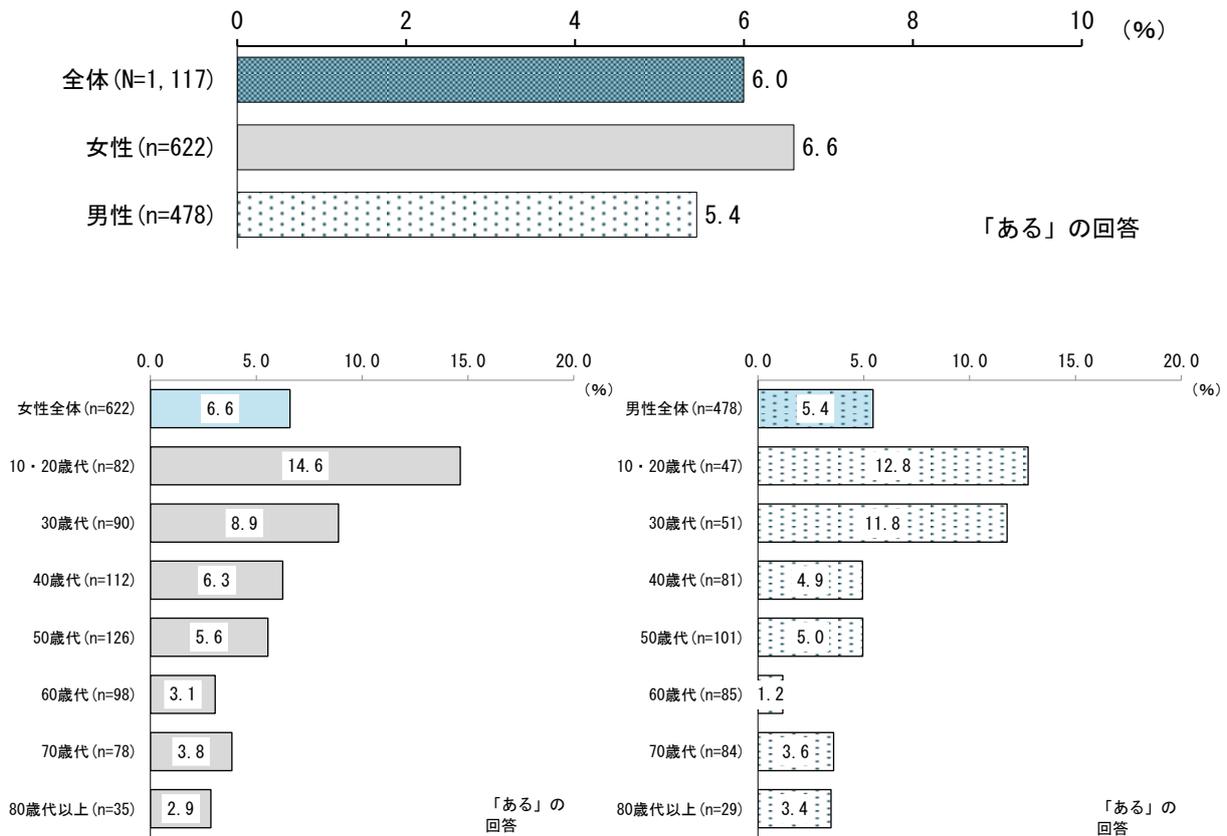
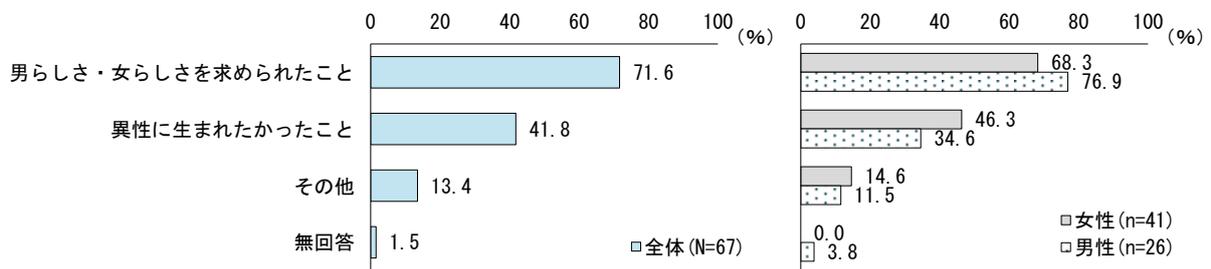


図30 性自認について悩んだ内容
 (「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(令和2年))



施策の方向 1

啓発物の発行や講座の開催等を通して、性の多様性への理解を深めるとともに、当事者などからの相談・支援に取り組みます。

性の多様性への理解促進・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発物の発行 ・性の多様性に関する講座・職員研修 新規 ・性自認・性的指向に関する相談（LGBTs相談） 新規
----------------	--

施策の方向 2

人権啓発紙の発行等を通して、互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識づくりに努めます。

互いの個性や多様な生き方を認め合う人権尊重の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・メディア・リテラシー向上に向けた講座 ・多様性に関する講座・講演会 ・人権啓発紙による啓発（区民向け） ・人権啓発紙による啓発（企業向け） 新規【再掲】 ・職員を対象とした男女平等に関する人権研修 ・学校での人権教育の推進 ・人権教育に関する研修 ・情報教育の推進（情報教育担当職員研修） ・不健全図書類に対する規制への支援【再掲】
-----------------------------	--

推進体制 男女平等・男女共同参画の実現に向けた 推進体制

男女平等・男女共同参画の実現に向けて、男女平等推進センター機能の充実を図るとともに、区・区民・民間団体との協働による推進体制を強化します。また、区だけでは解決できない課題を解決するため、国・東京都等との連携を進めます。

課題① 推進体制の強化

男女平等・男女共同参画の実現に向けて、葛飾区の拠点施設である男女平等推進センターが、積極的に区民や事業所に情報提供を行い、学習機会の充実等を図る必要があります。

「区民意識調査」によると、葛飾区男女平等推進センター（ウィメンズパル）の認知状況については、女性は5割近くを占めていますが、男性は3割台にとどまっています（図31）。また、事業の参加・利用意向では、「相談事業」「学習・交流のための会議室や学習室」「男女平等に関する講座・講演会」と続いています（図32）。

拠点施設として、葛飾区男女平等推進センター（ウィメンズパル）の認知度をさらに高め、より多くの区民に活用され、講座・講演会や相談、図書資料室など様々な事業に関心を持っていただけるように充実させていくことが必要です。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、オンラインを活用した講座開催などに取り組んでいますが、新しい生活様式に対応しながらより利用しやすい環境を整備していくことも必要です。

男女平等・男女共同参画の実現に向けた計画の推進にあたっては、施策の進捗状況を毎年度評価し、改善等の進行管理を行いながら、区民や民間団体、事業者などと連携・協働して取組を推進することが求められています。

図31 葛飾区男女平等推進センター（ウィメンズパル）の認知状況
 （「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（令和2年））

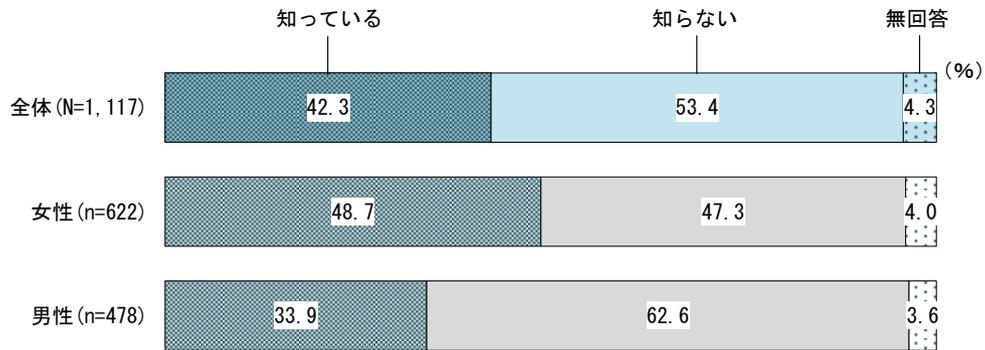
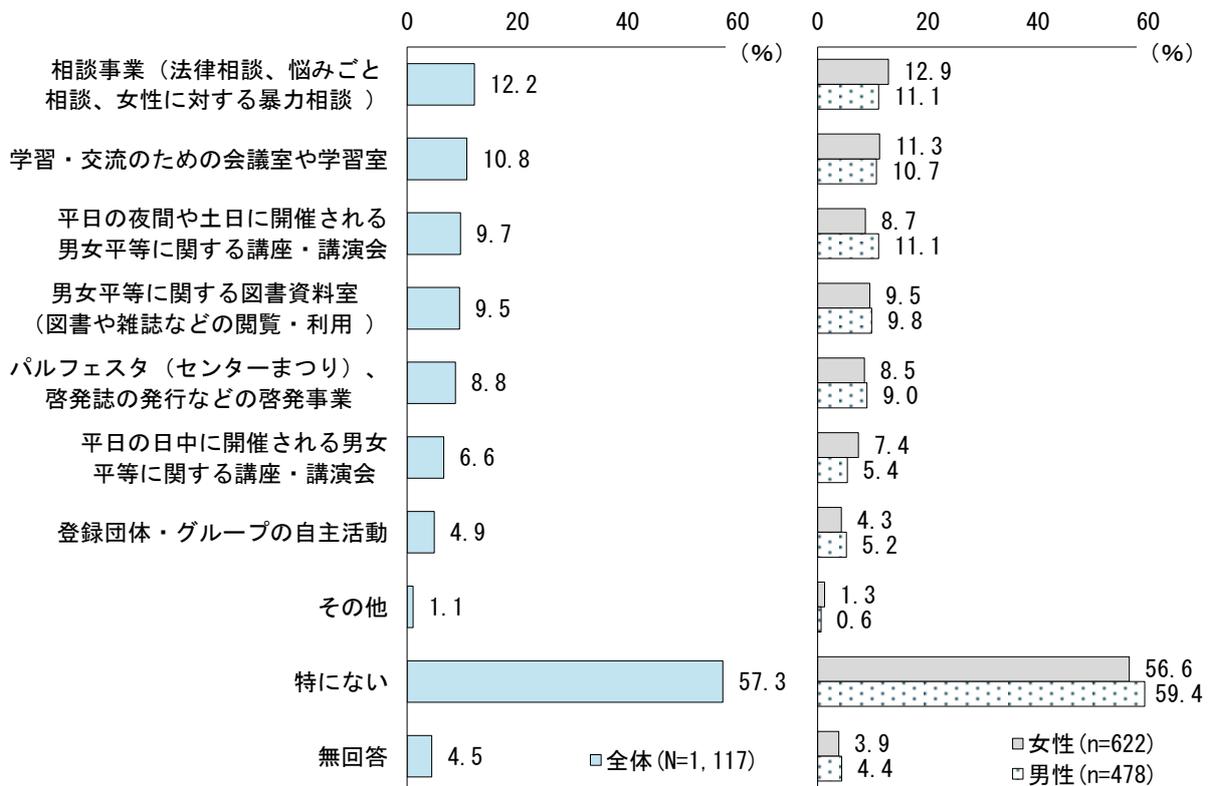


図32 葛飾区男女平等推進センター事業の参加・利用意向
 （「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」（令和2年））



施策の方向 1

多くの区民に活用され、男女平等・男女共同参画に関する様々な事業に関心を持っていただけるよう、男女平等推進センター機能の充実を図ります。

男女平等推進センター機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信 ・男女平等に関する書籍等の収集・提供 ・各種相談事業 ・配偶者等からの暴力相談（DV相談）【再掲】 ・相談事業における一時保育 ・男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発【再掲】 ・男女平等に関する講座・講演会【再掲】 ・パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）【再掲】
-----------------	---

施策の方向 2

区・区民・民間団体との連携・協働により、男女平等事業を推進します。

区・区民・民間団体間の連携と協働	<ul style="list-style-type: none"> ・「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表 ・男女平等推進本部 ・男女平等推進審議会 ・男女平等苦情調整委員会 ・パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）【再掲】 ・DV防止関係機関連絡会の開催 【再掲】
------------------	---

課題② 国・東京都との連携

男女平等・男女共同参画の実現にあたっては、区だけでは解決できない課題も多く存在しています。法や制度の整備、規制等については、国・東京都など関係機関との協力が必要となります。情報交換を行うなど、積極的に連携を図りながら課題の解決に向けて取り組みます。

3 計画事業一覧

目標1 男女平等意識を高め、男女共同参画を推進します

事業番号	事業名	所管課	事業内容
1	学校における男女平等にかかわる適正な指導	指導室	「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ個人として尊重される本質的平等の理念の理解のため、男女平等教育を適正に推進します。
2	男女平等教育の視点における性教育の実施	指導室	児童・生徒等が生命・人間尊重、男女平等に基づいて、互いの性を尊重し、意思決定能力を身に付け、望ましい行動がとれるよう、発達段階に適應した性教育を実施します。
3	男女平等教育を進めるための教員研修	指導室 人権推進課	教員自身の男女平等教育に関する理解を深めるため、全区立小中学校・幼稚園の人権教育担当者を対象に指導室と人権推進課との共催で研修会を行います。
4	男女平等保育を進めるための保育士研修	保育課 人権推進課	保育に携わる職員を対象に男女平等に関する研修会を実施します。
5	男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発	人権推進課	男女共同参画週間や男女平等推進センターにおける講座・講演会等の取組を「広報かつしか」やSNSを活用し、区民に周知するとともに、男女平等に関する意識づくりや情報提供のための啓発物等を作成・配布します。
6	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課	男女平等の意識づくりと啓発に向けた学習の場・機会として、男女平等に関する様々な講座・講演会を開催します。
7	固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成	人権推進課	固定的性別役割分担意識にとらわれず、自分の興味や能力を活かす進路・職業を主体的に選択できるよう、学生やその保護者を対象に講座を開催します。
8	かつしか区民大学	生涯学習課	「多様な学びによる自己実現」、「地域に貢献できる人材育成」、「区民の参画・協働による運営」を重点方針とし、庁内連携を進める中で男女平等、人権尊重を基調とした講座・講演会を開催します。
9	パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）	人権推進課	男女平等推進センター登録団体の活動発表と区の主催事業を実施し、広く区民に男女平等推進センターをアピールし、来館者に男女平等について考えるきっかけを提供します。
10	地域団体向け講座開催支援	人権推進課	地域での男女平等の意識づくりを進めるため、男女平等に関する学習・講座の開催を希望する地域団体に対し、講座の企画内容をアドバイスし、開催・運営を支援します。
11	家庭教育応援制度	地域教育課	乳幼児や小・中学生の保護者組織、子どもの育成に関わる機関等が、保護者向けの家庭教育に関する学習会を開催する際に、講師を派遣し、その講師謝礼を助成します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
12	防災に関わる講座	危機管理課 人権推進課	地域における防災活動について、区と区民がともに、男女平等の視点から考えます。
13	女性のための防災対策等検討委員会【新規】	危機管理課	女性のための防災について議論し、防災会議に答申を提出、それに基づいて地域防災計画の修正や女性の防災施策を前進させます。
14	審議会等への女性の積極的な登用	関係各課	区の審議会・委員会等への女性の登用について、所管する各課において積極的に取り組み、女性の参画比率を高めていきます。
15	「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進	人権推進課	政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための指針を活用し、審議会等委員の改選時をとらえ、女性の参画をより積極的に働きかけます。
16	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表	人権推進課	政策・方針決定過程にかかる審議会等委員について、女性委員の参画率を調査し、その結果を公表します。
17	葛飾区女性職員活躍推進計画 第二期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進	人事課	女性職員の意欲向上や計画的な育成、キャリア形成支援等の取組みを行います。

目標2 自分自身を大切に、希望するライフスタイルを選択できるよう支援します

事業番号	事業名	所管課	事業内容
18	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、イベントにおける普及活動等を行います。
19	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた講座・講演会	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、その意義やライフスタイルに応じた多様な働き方に関する講座・講演会を開催します。
20	ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行【新規】	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの理解促進のために情報誌を作成しイベント等で配布します。
21	葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進	人事課	長時間労働の見直しや柔軟な働き方の整備を行い、職員のワーク・ライフ・バランス実現を図ります。
22	職員一人一人が活躍できる職場環境づくり	人材育成課	職員一人一人が仕事の進め方や内容を見直すことで、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方を実現するとともに、誰もが活きいきと活躍できる職場づくりを推進します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
23	保育園等の多様な保育サービスの充実	育成課 子育て支援課 保育課	地域の保育需要を見据えて需給バランスの維持を図り、年間を通して利用しやすい保育環境の充実を実現するとともに、延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の実施により多様な保育サービスに対応し、仕事と子育てを安心して両立できる環境を構築します。
24	放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	育成課 放課後支援課	放課後帰宅しても保護者の就労等の理由で監護が必要な小学生に遊び及び生活の場を与え、指導・健全育成を図ります。私立学童保育クラブに対しては、運営経費の一部を助成します。また、小学校内を中心に学童保育クラブの設置を推進します。
25	ファミリー・サポート・センター事業	育成課	サポート会員（子育てを支援する人）がファミリー会員（子育て支援を必要とする人）に対して、保育園の送迎や帰宅後の援助等、必要なサービスを提供します。会員登録制・住民参加型の有償サービスです。
26	ショートステイ・トワイライトステイ事業	子ども家庭支援課	保護者の病気・出産・出張・育児不安などの理由で育児が困難なとき、保護者の子育てを支援するとともに児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、一時的に夜間保育や短期宿泊保育事業を行います。
27	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課 （社会福祉協議会）	ひとり親家庭等で日常生活において家事または育児等に支障を生じている場合に一定期間ホームヘルパーを派遣します。
28	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	障害福祉課	区と委託契約した訪問看護ステーション等の看護師が、区から利用決定を受けた対象者の自宅に出向き、介護者である家族が行っている医療的ケア等を一定時間代替します。
29	しあわせサービス事業	福祉管理課 （社会福祉協議会）	65歳以上の高齢者やひとり親家庭の児童等を対象に、区民の参加と協力を得て、有料で家事援助や簡単な介助サービスを提供する支え合いの事業を行います。
30	在宅高齢者福祉サービス	高齢者支援課	在宅での自立生活を維持するために、住宅改修や食事の配達などのサービス・支援を提供し、安心できる在宅生活の継続を図ります。
31	葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づく仕事と子育て・介護等との両立のための環境整備	人事課	子育て支援制度等の認知度を高めるための取組みや子育て支援制度等を利用しやすい職場環境の整備を行います。
32	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	人権推進課	区内中小企業を対象にアドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援します。
33	企業向けセミナー	人権推進課	ワーク・ライフ・バランスの推進や育児・介護休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。
34	女性のための再就職講座	人権推進課	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報をさまざまな角度から提供し、再就職に役立つ講座を開催します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
35	キャリアアップ支援講座（勤労者資格取得等講座事業）	産業経済課	女性の社会進出やキャリア向上を目的に、国家資格・民間資格取得のための講座を開催します。
36	女性の就業・創業支援事業	産業経済課	就業・創業を目指す区民を対象にセミナー等を実施します（女性限定セミナー含む）。
37	葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進	人事課	男性職員の育児休業等の取得促進を図ります。
38	男性向けの家事や子育て等に関する講座	人権推進課	男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。
39	ゆりかご面接（ゆりかご葛飾）【新規】	青戸・金町保健センター 育成課	安心して出産を迎えられるよう実施するゆりかご面接において、父親・パートナー向けの情報提供を行います。
40	ハローベビー教室・パパママ学級	子ども家庭支援課	男性の家庭生活参画を支援するため、妊娠中のパートナーと一緒に参加するハローベビー教室・パパママ学級を開催します。講座の参加などをきっかけとした男性同士のネットワークづくりを支援します。
41	育児学級（2か月児・5か月児）	青戸・金町保健センター 子ども家庭支援課	2か月児及び5か月児を持つ保護者が、月齢別の保育や離乳食等の学習を行い、安心して子育てができるようグループワークを通して仲間作りを行います。
42	健康づくり健康診査	健康づくり課	ほかに健診を受ける機会のない、20歳から39歳の方または3歳未満の子どもを持つ親を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
43	特定健康診査	国保年金課	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、40歳から74歳までの葛飾区国民健康保険の被保険者を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
44	基本健康診査	健康づくり課	制度上、特定健康診査・長寿医療健康診査を受診できない生活保護受給者等を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
45	成人歯科健康診査【新規】	健康づくり課	40・45・50・55・60・65・70歳の区民を対象に区内指定歯科医療機関において無料で歯科健康診査を実施します。
46	長寿医療健康診査【新規】	国保年金課	高齢者の心身の特性に応じた健康の保持増進のため、後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。
47	長寿歯科健康診査【新規】	健康づくり課	76歳、81歳の区民を対象に区内指定歯科医療機関において無料で歯科健康診査（口腔内診査及び口腔機能診査）を実施します。また、口腔機能の維持向上のためのフォロー教室を健康プラザ等において無料で実施します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
48	妊婦健康診査	子ども家庭支援課	安全な出産ができるよう、妊娠中の健康管理として、妊婦健康診査14回、子宮頸がん検診、超音波検査について、費用の一部を助成します。
49	妊婦歯科健康診査	健康づくり課	妊婦を対象に区内指定歯科医療機関において無料で歯科健康診査を実施します。
50	産後ケア（ゆりかご葛飾）【新規】	青戸・金町保健センター 子ども家庭支援課	安心して子育てができるよう、産後ケア（産婦健康診査・宿泊ケア・乳房ケア・デイケア）について、費用の一部を助成します。
51	親と子のこころの相談室	青戸・金町保健センター 子ども家庭支援課	産後に発症しやすい「産後うつ」の早期発見及び発症予防のため、精神科医等の診察やカウンセリングを実施し、親への早期支援を行います。
52	乳がん検診	健康づくり課	40歳以上の女性を対象に、隔年で区内指定医療機関での視触診と保健所・保健センター等でのマンモグラフィ検査を併用して実施します。
53	子宮頸がん検診	健康づくり課	20歳以上の女性を対象に、隔年で区内指定医療機関で子宮頸がん検診を実施します。
54	通所型住民主体サービス運営支援（介護予防事業）	地域包括ケア担当課	高齢者の交流の場である「高齢者等サロン」や介護サービス事業者等が実施する高齢者の介護予防及び重度化防止のための緩和型デイサービス「ミニ・デイサービス」を行う団体に対し、運営支援を行います。
55	「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座	人権推進課	生涯にわたる女性の健康づくりや女性特有の健康問題、また、生殖に関して女性が主体的に考え自己決定を行うことなどについての講座を開催します。
56	エイズ・性感染症対策の充実	保健予防課	正しい知識の普及啓発によりエイズ・性感染症予防の充実を図ります。また、若年者の感染拡大予防のため、エイズ即日検査の実施及び性感染症予防教育を行います。
57	妊娠・出産どうしようコール～妊娠・出産に戸惑いのあるあなたへ～	子ども家庭支援課	妊娠が分かって悩んでいる方、出産後の養育について心配のある方が匿名で相談できる専用相談ダイヤルです。専門の職員が一緒に考え、相談内容に合った支援を行います。
58	特定不妊治療費助成事業	子ども家庭支援課	医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）及び男性不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。
再掲事業			<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成（人権推進課） ・ 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）（育成課、放課後支援課） ・ ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業（福祉管理課（社会福祉協議会）） ・ 葛飾区女性職員活躍推進計画 第二期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進（人事課） ・ 家庭教育応援制度（地域教育課） ・ 葛飾区職員次世代育成支援計画 第四期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進（人事課） ・ 男女平等教育の視点における性教育の実施（指導室）

目標3 誰もが安全・安心して暮らせる環境を整備します

事業番号	事業名	所管課	事業内容
59	女性に対する暴力をなくす運動の推進	人権推進課	「女性に対する暴力をなくす運動」として、講座の開催をはじめ、パープルリボン・啓発カード等の配布やパネル展示などの啓発活動を行います。
60	若年層に向けた啓発	人権推進課	若年層を対象として「デートDV（交際相手間の暴力）」の防止に関する講座を開催するなど、暴力やハラスメント防止意識を育みます。
61	配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知	人権推進課	被害者が早期に相談して、さまざまな支援情報が得られるよう、区の相談窓口周知カードの発行や冊子等の配布・設置場所の拡充を図ります。
62	子どもとその家庭に関するさまざまな相談	子ども家庭支援課	「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対する相談支援を通して、児童虐待を予防します。
63	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援課	要保護児童、要支援児童の早期発見・適切な保護のため、関係機関で情報の共有等を行い、配偶者暴力等の早期発見につなげます。
64	高齢者虐待防止事業	高齢者支援課	高齢者虐待に関する相談・通報を受け、高齢者総合相談センターと協力し、状況に応じて高齢者虐待防止法や老人福祉法に基づく措置等を行います。また、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し、虐待防止に関する普及啓発や関係機関の職員による多職種の連携強化を図ります。
65	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談業務をはじめとする、様々な支援を行います。
66	配偶者等からの暴力相談（DV相談）	人権推進課	暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じます。
67	DV防止関係機関連絡会の運営	人権推進課	被害者支援に関わる所管課及び警察・病院との連絡会議を開催し、被害者保護や自立のための連携を強化します。
68	窓口職員等研修	人権推進課	配偶者暴力に関する正しい認識と二次被害防止のため、窓口職員をはじめとする全職員を対象としたDVに関する研修を行います。
69	住民基本台帳事務における支援措置	戸籍住民課	DV等被害者からの申出に対し、専門的な知識を持った者が相談業務を行い、加害者からの被害者の住民票の写し及び戸籍附票の写しの交付請求並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求があった場合、原則として拒否します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
70	女性相談	東西生活課	日常生活を営む上で問題を有する女性や配偶者暴力被害者について、婦人相談員が広く相談を受け付けるとともに、婦人相談所等の関係機関と連携しながら必要な保護を図り、自立に向けた支援を行います。
71	ひとり親家庭相談	子育て支援課	生活上の問題や配偶者等からの暴力により被害を受けた母子に対して、心身の健康状態、生活、経済状況等を聞き取り、住まい・生活・子に関する支援及び助言を行います。
72	DV被害者に関する情報の適切な取り扱い	関係各課（※）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律をはじめとする関係法令等を基に、住民情報共通データベースと連動するシステムを使用するなど、被害者の個人情報を取り扱う各課はその情報の管理を徹底します。
73	都営住宅優先抽選の情報提供	住環境整備課	都営住宅募集に際して優遇抽選制度の情報提供を行い、住宅に困っている家庭を支援します。
74	暴力防止に向けた普及・啓発	人権推進課	広報かつしか等で若年層の性暴力をはじめ、さまざまな暴力被害予防のための周知を図ります。合わせて、相談先の周知や講座の開催等を行うことで暴力防止の啓発を行います。
75	人権啓発紙による啓発（企業向け）【新規】	人権推進課	企業向け人権啓発紙において、人権に関する記事の掲載や情報提供などを行います。
76	ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営	人事課	職員のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントを対象とした問題解決、再発防止、抑止力としての委員会及び相談員を常設します。
77	不健全図書類に対する規制への支援	地域教育課	東京都青少年の健全な育成に関する条例の規定による不健全図書類の規制の遵守状況について、区から推薦している東京都青少年健全育成協力員による販売店等への環境浄化活動を支援することにより、不健全図書類に対する規制の実効性を高めます。
78	包括的な支援体制の整備【新規】	福祉管理課	複雑化・複合化する福祉の各分野を超えた様々な課題に対応するため、各分野を横断的に連携・協働する包括的な相談支援体制を整備するとともに、地域社会とのつながり支援や地域づくりに向けた支援を進めていきます。
79	生活困窮者自立支援事業【新規】	福祉管理課	生活困窮に関する相談に対応し、課題解決に向けた情報提供や関係窓口を紹介するとともに、就労や住居確保を含め、専門相談員が支援計画を作成して自立に向けた支援を行います。
80	育児支援訪問事業	子ども家庭支援課	生活状況が不安定である等支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや保育士等が家庭を訪問し、家事や育児に関する相談・支援を行います。
81	ひとり親家庭自立支援事業	子育て支援課	ひとり親家庭の母又は父の経済的自立に向け、就職に有利な資格取得の促進や就労専門相談員が作成する自立支援プログラムを活用した就労支援を行います。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
82	養育費の受け取り支援事業【新規】	子ども応援課	離婚時の養育費取り決めの重要性の啓発を行うとともに、養育費に係る公正証書等の取り決めに要した費用の一部や養育費立替保証契約に係る初回保証料の助成を行います。
83	若者支援体制の整備【新規】	子ども応援課	葛飾区在住の義務教育終了後、概ね15歳から39歳以下の様々な悩みを持つ若者及びその家族、支援者からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行います。
84	障害者就労支援事業	障害福祉課	障害のある方の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるように支援することにより、障害のある方の自立と社会参加を一層促進します。
85	障害者の日中活動の支援	障害福祉課	常時介護が必要な身体又は知的に障害のある方の日中活動を支援するサービスとして、通所による生活介護サービスや地域活動を支援する場の提供などを区内通所施設（生活介護施設等）で行います。
86	外国人生活相談	文化国際課	外国人区民の日常生活全般や各種手続き、制度に関する相談を行います。
再掲事業	<ul style="list-style-type: none"> ・育児支援訪問事業（子ども家庭支援課） ・配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知（人権推進課） ・子どもとその家庭に関するさまざまな相談（子ども家庭支援課） ・高齢者虐待防止事業（高齢者支援課） ・配偶者暴力相談支援センター事業の取組（人権推進課） ・配偶者等からの暴力相談（DV相談）（人権推進課） ・DV防止関係機関連絡会の運営（人権推進課） ・窓口職員等研修（人権推進課） ・住民基本台帳事務における支援措置（戸籍住民課） ・女性相談（東西生活課） ・ひとり親家庭相談（子育て支援課） ・ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業（福祉管理課（社会福祉協議会）） ・しあわせサービス事業（福祉管理課（社会福祉協議会）） ・在宅高齢者福祉サービス（高齢者支援課） ・重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業（障害福祉課） ・親と子のこころの相談室（青戸・金町保健センター、子ども家庭支援課） ・都営住宅優先抽選の情報提供（住環境整備課） 		

※…関係する所管課は次のとおり。

（情報システム課・人権推進課・収納対策課・税務課・地域振興課・戸籍住民課・危機管理課・地域防災課・生活安全課・福祉管理課・高齢者支援課・障害福祉課・障害者施設課・国保年金課・介護保険課・東生活課・西生活課・地域保健課・生活衛生課・健康づくり課・保健予防課・青戸保健センター・金町保健センター・育成課・子育て支援課・保育課・子ども家庭支援課・児童相談所準備室・交通政策課・住環境整備課・教育総務課・学務課・指導室・放課後支援課・選挙管理委員会事務局）

目標4 互いの人権を尊重し、平等な社会を実現します

事業番号	事業名	所管課	事業内容
87	啓発物の発行	人権推進課	性の多様性への理解促進を図るため、啓発物を作成・配布します。

事業番号	事業名	所管課	事業内容
88	性の多様性に関する講座・職員研修【新規】	人権推進課	性の多様性への理解促進を図るため、区民向け講座及び職員向け研修を開催します。
89	性自認・性的指向に関する相談（LGBTs相談）【新規】	人権推進課	誰にも相談できない等の悩みを抱える本人やその家族及び友人等に対して、日常生活における課題、不安等の解決に向けて相談に応じます。
90	メディア・リテラシー向上に向けた講座	人権推進課	TVや新聞だけでなく、インターネットやSNSなどから情報を取捨選択して活用することを目指した講座を開催します。
91	多様性に関する講座・講演会	人権推進課	性別や文化、価値観などの違いにとらわれることなく、個人の人権が尊重され、その能力を十分に発揮できる社会を目指し、多様性に関する講座・講演会を開催します。
92	人権啓発紙による啓発（区民向け）	人権推進課	全戸配布による人権啓発紙において、人権に関する記事の掲載や情報提供などを行います。
93	職員を対象とした男女平等に関する人権研修	人材育成課	新規採用職員をはじめ、主任や係長、管理職に昇任する職員を対象とする職層研修において、男女平等を含む人権推進に関するカリキュラムを実施します。
94	学校での人権教育の推進	指導室	児童・生徒等が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性を理解し、自分の大切さとともに他者の大切さを認められるようになること等を目標に人権教育を推進します。
95	人権教育に関する研修	指導室	教育委員会の教育目標や基本方針に記されている人権尊重の精神を児童・生徒にはぐくむため、教員の人権教育に関する知識や理解を深めるため研修を実施します。
96	情報教育の推進（情報教育担当職員研修）	指導室	子どもたちの情報活用能力の向上と、人権感覚を備えたメディア活用能力の育成を図るため、各校の情報教育担当者を対象とした指導力向上研修会を実施します。
再掲事業	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発紙による啓発（企業向け）【新規】（人権推進課） 不健全図書類に対する規制への支援（地域教育課） 		

推進体制 男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制

事業番号	事業名	所管課	事業内容
97	男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信	人権推進課	広報活動やイベントの開催などを通じて、男女平等推進センターや実施事業の周知を行い、センターの認知度向上及び利用促進を図ります。
98	男女平等に関する書籍等の収集・提供	人権推進課	男女平等に関する書籍や資料を収集し、図書資料室やセンター内に配架し情報提供を行います。
99	各種相談事業	人権推進課	女性のさまざまな悩みに対して弁護士やカウンセラーが相談に応じます。男性の悩みについても、電話相談を行います。
100	相談事業における一時保育	人権推進課	男女平等推進センターで行っている女性のための各種相談を気軽に利用できるよう、相談時間中の一時保育を実施します。
101	「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表	人権推進課	本計画の推進状況を毎年調査し、結果を区ホームページ等で公表します。
102	男女平等推進本部	人権推進課	男女平等推進計画の推進を図るため、庁内組織である推進本部を運営し、全庁を挙げて取組を進めます。
103	男女平等推進審議会	人権推進課	葛飾区の男女平等推進施策を推進するため、男女平等推進審議会を開催し、計画の進捗評価等を行います。
104	男女平等苦情調整委員会	人権推進課	男女平等社会の実現を阻害すると考えられる区の施策や事業、職場や地域等に対する苦情の申し立てを受け付けます。
105	男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請	人権推進課	法の整備や諸制度の充実について、国や東京都など関係機関と積極的に連携を図り、施策の推進に取り組みます。
再掲事業			<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等からの暴力相談（DV相談）（人権推進課） ・男女平等・男女共同参画に関する普及・啓発（人権推進課） ・男女平等に関する講座・講演会（人権推進課） ・パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）（人権推進課） ・DV防止関係機関連絡会の運営（人権推進課）

